

## 委員会議事録

### 1 教育委員会関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第47号 平成28年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：太田教育総務課長

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### (2) その他（所管事務調査）

##### ○田中委員

済いません。コミュニティ・スクールの小中連携について、以前の委員会等でも質疑があったんですが、いま一度、どういった視点で何をするのかというところをお聞かせいただきたいのと、あと、小中の合同の学校運営協議会を開催するといったようなお話もお聞きしますが、それについて、いま一度、詳細をお聞かせいただければと思います。

##### ○奥屋学校教育課主幹

おはようございます。

まず、御質問にありました光市におけるコミュニティ・スクールの取り組みは、学校・家庭・地域が協働し、地域ぐるみの子育てを推進しているところであります。

御質問にありましたとおり、コミュニティ・スクールの推進では、学校と地域の双方向の動きのある活動を行っており、地域からは学校環境整備、学校行事支援、学習支援などの学校支援を得ており、学校は、地域行事への参画や地域環境整備、ボランティア活動等に取り組んでおります。

具体的に申しますと、中学校においては、「15歳は地域の担い手」を合言葉に、これらの活動に取り組んでおりますので、その一例を紹介させていただきます。

室積中学校区におきましては、地域の祭りに、多くの小学生が参加するとともに、祭りの司会や進行役を中学校の生徒会が企画・担当し、地域の行事に主体的に参画しております。

光井中学校区におきましては、中学校の生徒会がMVP——これは光井中ボランティアプロジェクトと申しますが——としまして、地域の公共施設の清掃活動を計画し、これをもとに学校運営協議会で協議を行い、小・中学生、それから地域の方、保護者がともに取り組んでおります。

島田中学校区におきましても同様に、中学校の生徒会が企画したピカピカデーという活動に、本年度からは、小学生と地域住民が加わって、地域ぐるみの公共施設の清掃活動を計画しております。

浅井中学校では、サンドアート光の企画運営に中学生が参加し、大会準備等に取り組んでおります。また、小学生は、ポスターを作成するとともに、この大会に参加しております。

大和中学校では、小中合同のマラソン大会に全員が出場するとともに、あわせて、地域の清掃活動を行っております。

教育委員会としまして、児童生徒が主体的に活動することで地域とのコミュニケーションを深め、地域への愛着を持つことができると考えております。そして、このような取り組みを通して、地域と学校の双方がともに有益となるウィンウィンの関係になることを目指しております。

以上であります。

#### ○田中委員

済いません、もう一点。小中の合同学校運営協議会の開催という部分で、どのような取り組みかというところをお聞かせいただければと思うんですが。

#### ○奥屋学校教育課主幹

今申しあげました小中連携においては、小学校と地域、中学校と地域という、別な取り組みをするよりも、同一校区で、小中学校が一緒に取り組み、9年間の学びを通じた連携を円滑に進めるために、中学校区の合同運営協議会を開催しております。

特に、昨年度からは、この取り組みを一層推進するために、市民ボランティアの方による各校の校区外コーディネーターに加え、中学校の校区ごとに統括コーディネーターを配置して、中学校区全体の調整に当たりながら、学校運営協議会を合同で行っております。

そして、これらの活動を確実に推進するために、市教委は、光市コミュニティ・スクール研究協議会を開催しているところですが、本年度も、さきの6月21日に、光市内の各校教員による校内コーディネーター、市民ボランティアによる校外コーディネーター、統括コーディネーターを対象とした研修の場を設け、これらの推進に当たっているところでございます。

#### ○田中委員

ありがとうございます。

今、小中の連携という意味で、9年間の学びという部分をキーワードとしてあって、小中それぞれ別々の学校運営協議会があるんですけど、それは、地域のほうで共有して取り組むというところが説明いただいたところなんですけど、コミュニティ・スクールの中で、今、光の特徴としては、15歳は地域の担い手という部分があると思うんですが、合同で9年間の学びということを考えたときに、やっぱり15歳は地域の担い手という

ころに向けて、共通の認識を持って取り組んでいくというところが大事だと思うんですが、そのあたりの、何のためにこの小中合同で取り組むのかというところと、あと、コーディネーターさんも入ってやられているんですが、現場のほうでは、なかなか事業を一緒に行うとかいう部分では認識があるんですが、何のためにという部分が少し浸透してないのかなというところを感じておるんですが、そのあたりで周知ほどのように行っているのかというところをお聞かせいただけたらと思います。

#### ○奥屋学校教育課主幹

今、おっしゃいましたように、9年間の見通した子どもの学びをともに支えていくということで、小中学校でそれぞれが課題を出し合っており、その解決のために、成長に合わせた目標を小中学校区で一緒に設定しております。

そのために、例えば学校では、小中学校の教員が相互の学校で授業をするなど、子どもたちの中1ギャップ等に対応するために、一貫した指導を行っております。

それから、それぞれの学校運営協議会では、小学校、中学校のPTA委員が相互の学校運営協議会に入り、話し合いが活性化し、連携が図れるように取り組んでおるところであります。

#### ○田中委員

わかりました。それぞれ小中が課題を出して、それをともに解決していくということも、もちろん理解するところなんですけど、15歳が地域のために活躍するという視点で考えると、やっぱり段階的に、小学校のときに、子供たちに対して地域が何をすべきかということが、何のためなのかというのが一番大事になってくるのではないかと私は思うのです。

だから、15歳が自立して、企画して、地域のために何かしようと思うためには、やっぱり小学校のときに、地域のほうから存分に愛を感じて、地域の方たちは、自分たちのためにいろいろやってくれてるんだというのを感じて、初めて15歳に返していこうという気持ちになるのではないかと思うので、そのあたりの、本当、段階的に、何のために何をするのかとうところはお伝えしないと、現場の判断だとなかなか点でしか見えないので、ぜひ、そのあたりをお伝えしていただきたいと思うのですが、そのあたりは取り組みとしていかがでしょうか。

#### ○和田学校教育課長

山口県におきましても、コミュニティ・スクールの取組みを、学校支援、地域貢献、学校運営、これをコミュニティ・スクールの3機能としています。

今、お示しいただきましたとおり、小学校においては、しっかり地域の方々に学校支援をしていただく。それにより、小学生は地域の方々に対する感謝の気持ちを持つ。そして、その感謝の気持ちをお返しする。それが地域貢献だと思っておりますので、小学校の高学年から中学校にかけては、この地域貢献を重視して取り組んでいるところです。

今後も、引き続き、この学校支援と地域貢献、これを小中で役割分担しながら進めて

まいりたいと思っているところです。

○田中委員

わかりました。今、和田課長言われたとおりだと思います。

あと地域と、あと小学校の場合もそうなんですが、保護者の参加というのも大事になってくると思いますので、そのあたりをしっかりお伝えして、地域と保護者が一緒になって、子供たちのためにという視点で取り組められたらと思っております。

それで、もう一点、この項で最後にお聞きしたいんですが、双方向というお話がある中で、学校運営協議会のほうには地域の方に入っていて、学校運営に対するさまざまな御意見もいただいて連携しているんですが、双方向という意味で考えると、これは、ちょっと市民部のほうになるんですが、コミュニティ推進基本方針の組織体制のほうにも各種団体にコミュニティ・スクールというものが例として位置づけられているんですが、そこで教育委員会にお聞きしたいのが。

○委員長

ここで、ちょっと暫時休憩して。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中委員

済いません。双方向という意味で、学校側に入っていていただくという今の学校運営協議会という形が一つと、あと地域のほうに出ていって連携するということで、地区のコミュニティのほうに参加していただいて、行事についても考えることによって、子供たちのためという視点を入れて、さらにブラッシュアップしていけるんじゃないかなと思うんですが、そのあたりの取り組みについては、現状どのようになっているのかと、また、今後に向けてをお聞かせいただけたらと思います。

○和田学校教育課長

現在も、学校運営協議会の委員の中に、コミュニティ協議会の方々にたくさん入っていただいています。また、校長、教頭も含めまして、教職員が地域のコミュニティ協議会の会合等に参加しながら、双方向のつながりを現在も持っているところです。

具体的に申しますと、浅江地域の潮音寺山まつりでありますとか、またはサンドアートでありますとか、そのような行事につきましても、ともに計画の段階から双方向の取り組みを行い、当日の運営についても、教職員、児童生徒がかかわるという取り組みをしているところです。

今後は、よりこの小中連携、そして地域コミュニティとの連携を図りながら、進化系の学校運営協議会というものを目指してまいりたいと思っているところです。

○田中委員

今、しっかりとした取り組みをお聞かせいただきましたので、引き続き、他地区にもいろいろな取り組みされてると思いますので、このあたりが広がっていけばいいなと思いますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

次に、ちょっといじめの対応について質問してみたいと思うんですが、教育開発研究所の事業報告の平成26年度に、いじめ対応の事案紹介等があり、地域の人たちが情報を共有し、どの子供にも、どの学校にも起こり得るということを認識し、学校と連携するのが非常に有効でよいなと思いましたが、その後、こういったものの取りまとめとか公開というものは行っているのでしょうか。

#### ○和田学校教育課長

いじめの問題、この公表についてですけれども、教育委員会としまして、学校と保護者、地域が連携する中で、早期発見並びに組織的な対応、これが重要だと考えておりまして、実態の情報を理解していくことは、連携を図る上で大変効果的であり、大切であると認識しています。そのため、青少年健全育成等の各種会議におきまして、光市の現状を数値や傾向で公表しています。

しかしながら、具体的な事案につきましては、被害者や加害者などの関係者が特定される心配があるため、情報を公開することは控えているところです。

#### ○田中委員

わかりました。なかなか関係者の方が特定されてしまうという部分で難しいところではあると思うんですが、本当に、身近にいじめがあるということの認識と、こういうケースがあるんだなというのは、やっぱり情報として入らないと、なかなか地域の人たちも気づかない、保護者も気づかないところなので、何かしらの情報提供というものは必要ではないかと思っておりますので、なかなか難しいところではあると思うのですが、ぜひ、そのあたりを、地域、保護者の頭に入るような取り組みをお願いしたいと思っておりますが、難しいですね、これ。

市内の具体的な例というのものもあるとは思いますが、他市のケースなんかもありますし、工場現場とかだと他山の石活動とかヒヤリハットというものもありますので、そういったケースで学ぶことも大事だと思いますので、何かしらのいじめに対する感度が上がる取り組みを、今後お願いできればと思います。この項は終わります。

次の中学生の防災教育についてお尋ねしたいと思うんですが、平成26年度の決算のときにもお聞きしたんですが、市内5校の中学校が、年次的にシンサイミライ学校交流会のほうに参加し、災害に遭った現地を訪れ、学ぶ教育を行っておりました。

しかし、島田中と光井中は未実施のまま授業が終わってしまったところなんですが、現地の受け入れがなくなったからというお話もお聞きしましたが、子供たちに教育の機会を提供するとう意味では、この2中学校は、機会が与えられなかったということで、非常に残念に思っております。

そこで、この2中学校に、何か防災教育の視点での特別なプログラムの機会を与えていただけないかと思うわけですが、そのあたりの教育所管としてのお考えをお聞かせ

いただけたらと思います。

#### ○和田学校教育課長

今の御質問に対してですけれども、市教委といたしましても、この防災交流事業の終了によりまして、光井中学校、島田中学校の2校の派遣が未実施になってしまったということは大変残念に思っているところです。

これまでの経緯をもう一度御説明させていただきますと、一昨年度より実施した市内5中学校のうち、浅江、室積、大和の3中学校の生徒を派遣いたしました。

昨年度も光井、島田の2中学校生徒の派遣をする予定でしたけれども、東松島市におけるシンサイミライ学校の未実施により、派遣することはできませんでした。光市単独での現地派遣も検討しましたが、バスのチャーター代、宿泊費等の予算的な要因でありますとか、単独実施による活動内容の質的低下等の内容的要因を理由に断念いたしました。また、他都道府県の派遣も検討しましたが、そうなりますと、視察が主な活動となりまして、本事業の趣旨と異なるために実施を行うことはしませんでした。

今後は、既に各校で工夫している避難訓練を核に、小学校や地域と連携した、より実践的な能力の育成を目指した活動を展開できればと考えているところです。

光井中学校、島田中学校におきましても、各地域の中心となって活動していただくとともに、その成果を発表する機会を設けることにより、地域を牽引していく人材となっていくことを期待しているところです。

また、今後、研修や派遣等の機会がありましたら、光井、島田の2校を優先的に機会の提供をしていくことを検討してまいりたいと考えているところです。

#### ○田中委員

受け入れ側もあるというお話なので、なかなか難しいところだとは思いますが、やっぱり子供たちが体験してくるということが、心にも大きく影響を与えて、特に浅江地区なんかでも、地域に向けて発表して、そこから15歳は地域の担い手という活動にもつながってきています。その子供たちが体験して感じたことを純粋に、地域を守っていきたい、地域に貢献していききたいということにつながっていくので、防災訓練というのも一つの手だとは思いますが、体験するということは、なかなかやっぱりできないことなので、その機会は、本当に、ぜひ与えていただきたいと思います。

今回、熊本地震が起こっておるんですが、そういった中で、どういったことができるのか、私もこれはわからないんですが、ぜひ、やっぱり現地を見て感じてもらうというプログラムを、ぜひ、何かしら考えていただけたらと思いますので、そのあたりはしっかり、今後のことなので、何かしら探していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、あと2点ほどあるんですが、体育課のほうで、サンセットビーチランニングについてお尋ねしたいと思います。

このたび虹ヶ浜の夕暮れ時を走るサンセットビーチランニングというものが発表されて、非常にいいものだなと私も思っておるんですが、これ、予算のときに説明も特にな

かったんですが、これがどういった経緯で開催になったかというところをお聞きできればと思います。

○村崎体育課長

おはようございます。

ただいま御質問いただきましたサンセットビーチランについて御説明いたします。

平成28年度の予算編成時には、大会の実施につきまして、まだ検討中でありまして、要綱等詳しい部分がまだできておりませんので、予算説明の項目として計上いたしませんでした。

また、開催への経緯ですが、例年3月に開催しておりました藤公の里マラソン大会が運営役員等の諸問題から実施が困難となりまして、駅伝以外で走るイベントを何とかやってみようということ、新規事業を検討する中で、これまでも多くの皆さんから要望や御意見がありました。本市の自然を生かしたスポーツイベントとして海岸を使ってみてはどうかという意見が出されたものを、虹ヶ浜海岸を走ってみてはということで開催に至った次第であります。

○田中委員

わかりました。それで、これ、主催が光市と光市教育委員会、光市体育協会、NPO法人ひかりクラブと表記があるんですが、このあたりの、ちょっと説明をいただけたらと思います。

○村崎体育課長

主催についての御質問です。

光市がスポーツイベントを開催する際には、体育課が主管として実施することから、光市、光市教育委員会の主催としております。また、体育協会は、スポーツイベントの運営に対しまして、体育協会加盟団体の協力を得るために、主催に入っております。

このたびNPO法人ひかりクラブが入っておりますが、このクラブは総合型地域スポーツクラブでありまして、生涯スポーツの推進を図る団体として、各市町に設置することが望ましいとされております。県内全ての市町に、今は創設されておりまして、当クラブは創設後12年が経過しております。

今回の開催に当たって使用する勤労者体育センターの指定管理者でもあることから、当クラブの育成や、また活動種目の拡大の観点から、本大会において主催者として御協力をいただこうとするものです。

以上です。

○田中委員

わかりました。それで、これ、参加資格が15歳以上で、中学生の参加を不可ということになっているんですが、このあたりの理由についてお聞かせいただけたらと思います。

○村崎体育課長

15歳以上での中学生の参加についてということですが、本大会の開催に当たりまして、開催種目、種別についていろいろ検討を行いました。何より初めての開催であることですので、参加者の健康面や、また、スタート時刻を夕刻にしたことから、閉会予定が19時30分ごろと日没を越えてしまいます。そうなりますと、帰宅時間が遅くなるという可能性がありますことから、今回につきましては、中学生以下の参加は不可としたところであります。

次回以降の対応については、今回の反省や、この度いろいろいただきます御要望などを参考にしまして検討してまいりたいと思います。

以上です。

○田中委員

要望として、やっぱり親子で走ってみたいとか、走りたいという声が結構届いておりますので、なかなか、やっぱり子供が参加できないのは残念だなと思いつつ、一方で教育所管だからしょうがないのかなというところもあるんですが、そのあたりで、主催のほうでNPO法人が入っていらっしゃるので、NPO法人が主催となって共催が教育委員会という形になれば、こういったことが、よりやりやすくなるのかどうか、NPOのほうで自主的にやれば、その辺の規制というか、やり方がもっと柔軟に取り組みれるのかというところをちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○村崎体育課長

今、仰せいただきましたように、NPO法人ひかりクラブの、まずは育成ということも十分考えていかなければいけない部分だと思います。

おっしゃるように、当初は親子での駅伝形式のリレーマラソンのようなものも考えたんですが、そういった部分もつきまして、やはり主催、共催の中でひかりクラブが主となって実施できるような形にできればというふうには思っております。

以上です。

○田中委員

いろんな企画、アイデアをされてるんだなということで、非常に今後も楽しみなんですが、市長との対話集会の中で、中学生の中でも自然を守る、まちの活性化という部分では、そのトレードオフという関係だそうなんですが、それをどちらも発展させるというのは難しいという声もあったんですが、光市の豊かな自然を生かした、こういったスポーツを進めていくということは、まちの発展にもつながっていくと思います。

私もビーチを生かしたスポーツというものには取り組んでいきたいなと思っておりますので、このNPO法人さんとの活動も含めて、今後にますます期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後にもう一点お聞きしたいんですが、毎月第3日曜日の家庭の日の取り組みについ

てお聞きしたいと思います。これが、また市民の方たちからもよく聞かれるんですが、最近、特にこのことに関して聞かれることが多いです。

そこで、まず、この家庭の日というものが何なのかというところをいま一度お聞かせいただきたいのと、あとスポーツ少年団等の家庭の日の活動の現状についてお聞かせいただけたらと思います。

#### ○村崎体育課長

家庭の日の御質問についてお答えします。

御質問いただきました家庭の日は、まず、家族の形や生活スタイルが多様化し、親子で過ごす時間が短くなっている現代において、意識して家族のきずなを深める日をつくり、触れ合いを大切に作る工夫が必要であると考えられて提唱されたものです。

本市のスポーツ少年団の活動につきましては、こうした趣旨を踏まえまして、家庭の日における練習や試合等の実施を控えるよう配慮をお願いしているところでございます。

スポーツ少年団につきましては、従前より、家庭の日は家族でということにつきましては、今申しましたように、従前から各団にお願いしているところでございます。

以上です。

#### ○田中委員

今、各団にお願いしているというお話をお聞かせいただいたんですが、保護者からは、兄弟が別々のスポーツに取り組んでいると、種目によって対応が違って、片方は休みなんだけど片方は行っているというお話も聞くんですが、そのあたりの実態について、各市内のスポーツ少年団の休んでいる割合というか、積極的に家庭の日を取り入れている団体の数、割合というものを、もし何かわかれば教えていただけたらと思います。

#### ○村崎体育課長

大変申しわけないんですが、その数値的なものにつきましては、ちょっと把握はしておりません。

ただ、先ほど申しましたように、本市加盟のスポーツ少年団につきましては、総会、それから各種目団の代表者による代議員会におきまして、この家庭の日への対応、それから第3日曜の活動につきましては自粛をいただくように、先ほども申しましたようにお願いしているところです。

また、スポーツ少年団の団活動につきましては、本市の中では、公の施設の貸し出しは原則として行っておりません。ですから、相当な事情がない限りは、種目によって活動の違いがあるということは考えられない状況ではあるところです。

ただ、種目によっては、例えば屋外の種目では、雨等の影響でやむを得ずという場合もございますので、その辺は了承いただきたいと思います。

以上です。

#### ○田中委員

わかりました。それで、山口県のほうもこの活動には力を入れて取り組んでいらっしゃるんですが、この光市以外、他市町の取り組みの現状というものは、今いかがでしょうか、お聞かせください。

#### ○村崎体育課長

家庭の日は、山口県が提唱しております全県的な取り組みであります。各市町の取り組み状況につきましては、それぞれ各市町もいろいろと問題を抱えているようですが、昨年の課長会議でも確認いたしましたところ、おおむねいずれの市町も本市と同様に、それぞれの会議等、それから文書等で各団にお願いをしているという状況でございます。

特に、最近では、団活動以外で、各連盟のほうからもそういった趣旨の指導を行うようになっておりまして、特に、軟式野球連盟などは厳しく指導をしているところもあると聞いております。

以上です。

#### ○田中委員

わかりました。何ていいでしょうか、他市町の例で言うと、やっつけて、監督がかえられたりしたところもあるというお話も聞いたりもしますので、確かに、試合で勝ちたいと思えば、練習をすれば確かに強くなるわけなんですけど、やっぱりスポーツマンシップにのっとってるかという、また、教育の面で考えると、それはルールを破っているのでふさわしくないと思っております。

そういった視点でも、せっかくのスポーツ少年団なので、教育委員会として、ぜひ改善に、今後も取り組んでいただきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

#### ○笹井委員

では、大ざっぱに五、六項目になりますが、ちょっと順番に質問させていただきます。まず最初は、教育委員会所管施設の駐車場、特に身障者用駐車場についてお聞きします。

身障者用駐車場の台数、そして、そこに身障者以外がとめることがあるかないか。そして、とめていたことがわかった場合はどのようにされるのかというのを、教育委員会所管はいろいろ多いですが、とりあえず本所、それから学校、それから文化施設、体育施設について、今の質問をお尋ねします。

#### ○太田教育総務課長

それでは、私のほうからは、教育委員会庁舎と学校施設についてお答えさせていただきます。

身体障害者用の駐車場の台数ですけども、教育委員会には1台、学校のほうは基本的に身障者用駐車場は確保しておりませんが、1小学校に1台と1中学校に2台の身障者

用駐車場があります。

それと、身障者以外がとめることはないかとの御質問でございますけども、身障者用駐車場ですので、基本的にはとめることはないと思っておりますが、中にはとめる人もあろうかとも思っております。

ただ、教育委員会の身障者用駐車場につきましては、身障者以外の方がとめていたといった記憶はございません。

とめていた場合はどうするのかということですが、明らかに身障者以外の方がとめようとしているのを気づいた場合は、違う場所への移動をお願いすべきと考えております。

以上です。

#### ○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

それでは、市内文化施設の身障者用駐車場につきましてお答えをいたします。

まず、伊藤公資料館に1台、それから光市民ホールに2台、光市文化センターに図書館と兼用しておりますものを1台設置しており、ふるさと郷土館のほうには、現状設置しておりません。

各施設におきましては、比較的關係車両以外が停車するケースは少なく、市民ホールにつきましては、行事の際に誘導員を配置することが多くございますことから、その際には、障害者車両を誘導して使用しているところでございます。仮に、停車が判明した場合につきましては、随時該当車両に対しまして、移動を依頼するなど行っているところでございます。

以上でございます。

#### ○村崎体育課長

体育施設の身障者用駐車場でございます。主な体育施設の身体障害者用の駐車場ですが、光市総合体育館に2台分、光市スポーツ公園に1台分、スポーツ公園におきましては、必要に応じまして、事務所前のスペース5台分を開放しております。それから、大和スポーツセンターは3台分、勤労者体育センターは2台分、サン・アビリティーズ光は3台分、それぞれ玄関付近に駐車スペースをとっております。

以上です。

#### ○笹井委員

ちょっと今、体育所管の質問の回答がちょっと抜けたような気がするんですが、体育施設の今の身障者用施設に身障者以外がとめることはないかどうか。そして、とめていたことがわかった場合、どうされるのか、お答えをお願いします。

#### ○村崎体育課長

失礼しました。施設利用者の方には駐車マナーを守っていただくように表示等しております。身体障害者用の駐車場に、対象の方以外の駐車事例はほとんど聞いており

ません。また、万が一、間違えて駐車とかあった場合には、それぞれ指定管理者なり管理者が駐車されている方に、すぐに移動していただくようお願いしております。

以上です。

#### ○笹井委員

わかりました。他部局のちょっと所管施設で、身障者用駐車場がなかなか、何か健常者と思われる方がとめておられる、使いづらいという、ちょっと話がありましたので、ちょっと今、市の所管施設について幅広くお尋ねをしているところでございます。

伊藤公について1台あるということで、これ、ちょっと私、本会議でもお尋ねしたんですけれども、そこは、ちょっとあの場所でいいのか。そして、今の話ですと、余りとめられておることはないということでしたけど、私は、教育委員会の所管施設の中では、ここが一番身障者以外の健常者の方がとめてる施設であるというふうに考えております。

ただ、じゃ、どうすべきなのかというのを、ちょっと私も本会議で一回問い合わせましたけれども、ちょっとまだ、私自身もこうすべきという、ちょっといい案が、今、手元にありませんので、また機会を持ってお尋ねをしたいと思います。

次の質問に参ります。

次、学校教育関係ですが、中学校は部活動等の理由があれば校区外入学を認めると。小学校においても、理由によっては、何か認めるというような答弁が過去あったと思いますが、ことしの校区外の入学の数と、それから、その主な理由についてお尋ねいたします。

#### ○和田学校教育課長

まず、区域外就学の児童生徒数です。現在、光市におきましては、小学校25名、中学校8名、合計33名の児童生徒が区域外就学をしています。

区域外就学の理由としまして主なものは、保護者の共働き等の理由により、放課後の監護ができないことなどの家庭の事情によるもの、また、転居の予定があるなどの転居による理由によるもの、また、教育的配慮や身体的理由によるものなどが主な理由として上げられます。

#### ○笹井委員

私が思っちょっとより、ちょっと大きい数字ですので、もうちょっとお尋ねします。

中学校においては、部活も理由に、自分の校区に自分の希望する部活がないからよその学校にも通っていいと、通うことができるというのは、過去の回答でお尋ねをしましたけれども、今、中学校8名と言いましたが、その中で、部活が理由になっとるのはどれぐらいおられるんでしょうか。

#### ○和田学校教育課長

部活動を理由に区域外就学をしています生徒は1名です。

○笹井委員

わかりました。ということは、残りの7名は、先ほど言われたような家庭の事情とかということでございますね、わかりました。

これ、結構な、小学校で、ちょっと思った以上に数が多いんですけど、ここまで多いと、ちょっとやっぱり小学校ごとの数を、ちょっと私としては知りたいところなんですけれども、小学校25名、これの内訳というのはどのようになっているんでしょうか。

○和田学校教育課長

その数につきましては、今、手元にありませんので、すぐには御回答できませんが、児童数が多い学校につきましては、おのずと区域外就学の児童数は多いという状況になっています。

○笹井委員

今、手元にないということですから、ちょっとまた整理して、次回ちょっとお尋ねするかもしれませんので、その節はよろしく願いいたします。

次、子供の数がどんどん減ってまして、学校の生徒の数が減ると、困るのがやっぱり部活動、特にチームを組む部活動が、大変活動が困難になってくるんですけども、中学校でいうと室積中や大和中は、まだまだ減少傾向が続いておるという状況でございます。こちらの学校で、部活動が廃止になったというような事例というのはどのようなものがあるでしょうか。

○和田学校教育課長

現在、光市におきます少子化に伴う部活動の停止ですが、室積中学校が検討を進めている状況です。急激な生徒数の減少によりまして、どの部も部員確保が困難になること、生徒数に伴い教職員の定数、これも削減となり、顧問の確保も難しくなることから、室積中学校では部活動数の見直しの中長期的展望ということで、4月に保護者に示したところです。

○笹井委員

わかりました。そういうふうに、こういうことを見据えて取り組まれることは大変いいことだと思います。現状において、こういう部活動が廃止になったという、そこら辺の事例というのはあるんでしょうか。

○和田学校教育課長

今年度についてはございません。

○笹井委員

わかりました。やっぱり、ほかの政策でもそうですけど、人が減ってなくなったから廃止しますというのは何か、私は対処療法的過ぎるなど。今のように、少子化を見込ん

で、これからどうするのかというのを、子供、父兄とともに話し合っ取り組んでいくことに対しては、大変評価をいたします。

また部活動ですけど、人数が少ない部活動が、隣の中学校と合同で練習したりということは可能なんですか。

○和田学校教育課長

人数が少ない部活動、いわゆるチームスポーツ等ですが、隣接した中学校等と合同で練習することは可能です。

○笹井委員

可能なんですか。具体的に、今、事例というのがありますでしょうか。

○和田学校教育課長

現在、合同で練習をしているという部活は、市内ではございません。

○笹井委員

わかりました。今後、こういうこともちょっと考えていかなければいけないのかなと思います。

また、ちょっと少子化の関係ですけど、来年、平成29年度の小学校の入学者の見込み数、特に、ちょっと極めて減少している室積小学校についてお聞きするんですけども、これが何人ぐらいに見込まれているのか。1クラスになるんじゃないかというような話はあるようですが、見込みについてお答えください。

○和田学校教育課長

平成29年度、来年度の室積小学校入学予定者数ですが、現在のところ45名と把握しています。

○笹井委員

この45名というのはあれですか、附属小学校に何人か抜けるという部分を考慮して、もう抜けた後で45名なのか、それとももう、そこは考慮せずに、そのまま今の年長ですか、上がってきたら45名ということなんですか。どちらなんですか。

○和田学校教育課長

現在、附属光小学校の募集も行われていない段階ですので、全てを含めまして45名ということです。

○笹井委員

過去の経験でいうと、大体1学年、室積から10人前後附属に行くということです。今、何人以上なら2クラス、何人切ると1クラスという区切りは、私は、たしか34か35と聞

いておるんですが、今、何人がそこの区切りですか。

○和田学校教育課長

山口県におきましては、35人学級化を図っていますので、36名以上が2クラスになるということです。

○笹井委員

わかりました。そうすると、やっぱり附属に行く人数によっては、1クラスになることも十分あり得る数字かなというふうに理解いたしました。

室積小が1クラスになると、6年後には室積中学校も1クラスになるという可能性がもう目の前に、もう可能性というか、そういう想定が十分立ってしまいますので、その辺を考えて、また学校経営とか部活動とか考えて、私もいきたいと思いますし、教育委員会のほうにも、またそういう対処をお願いします。

次の項目に参ります。

文化生涯学習関係で、勤労青少年ホームについて、今年度中の廃止を目指して取り組まれておるとするのは質問や新聞報道の中でも把握をしておるところですけど、現在の進捗状況についてお答えください。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

勤労青少年ホームにつきましては、本年3月の本会議におきまして、一般質問でお答え申し上げましたとおり、利用実態や維持・更新に要する経費などを総合的に勘案した結果、廃止することはやむを得ないという判断に至ったところでございますが、現在の進捗状況について説明をさせていただきます。

まず、説明会でございますが、説明会は、まず5月18日に利用団体を対象に、翌19日には地元自治会を対象に開催をいたしました。その内容につきましては、施設の概要、利用状況、現状維持するためにかかる経費等から、廃止に至った経緯を申し上げるとともに、廃止時期は今年度末をめどとしていることなどを説明いたしました。

今後は、この説明会を踏まえ、いただいた御意見を集約し、必要に応じて、利用団体等に対して、個別に再度説明をするなど、廃止に向けた諸準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。5月にもう説明会を行われたということですけど、それであればちょっと、その2つの説明会の参加者人数、それから、その説明会で大体主だった意見としてどのようなものが出たか、お聞かせください。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

人数のほうは、今すぐちょっとお出しできないんですけども、そのときの意見等に

ついて、先にお答えを申し上げたいと思います。

まず、テニスコートにつきましては、テニスコートの利用団体のほうから、引き続き使用させてほしい旨の御意見がございました。自治会のほうからは、自治会館的な利用の継続を要望されたところでございます。

しかしながら、おおむねは廃止に向けて御理解は得られたのではないかと考えられますが、引き続き、いただいた要望等につきましては、地元自治会や利用団体、関係所管と協議を行いながら、よりよい方向で廃止に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

#### ○笹井委員

わかりました。では、ちょっと文化関係で次の項目に参ります。

平成30年は、維新150年ということで、県、市を挙げて幕末維新祭ということで取り組んでおるところでございます。

教育委員会所管の維新150年に向けた市の取り組み、幾つかあるかと思えますけど、これの進捗状況をお知らせください。また、ここについて、教育委員会が所管、もしくは把握しておる市民団体の取り組みについてどのようなものがあるのか、お答えください。

#### ○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

それでは、明治維新150年に向けた取り組みについてお答えをいたします。

こちらの取り組みにつきましては、平成27年度から4年間にわたり、伊藤公の生涯や業績をストーリー展開する伊藤ドラマを実施しておりまして、今年度は伊藤公資料館におきまして、第2編を実施する予定としております。

また、整備事業といたしましては、伊藤公生家茅葺屋根の、今年度は3年目の葺き替えを予定しておりまして、従前に倣い、地域の皆様と協働で、平成30年に向けた整備を行っておるところでございます。

そのほか、県の観光スポーツ文化部や明治維新150年記念事業、山口県推進協議会との連携によりまして、やまぐち幕末ISHIN祭や幕末維新やまぐちデスティネーションキャンペーンを活用した取り組みを予定しております。

また、市民団体の取り組みといたしましては、光紙芝居によりまして旧邸での上演活動や室積地区のボランティアガイドの会による周知活動などございまして、従前からの、引き続き取り組んでおられます地道な活動でございます。

以上でございます。

#### ○笹井委員

今年度の予算で、第二騎兵隊のパンフレットの増刷が、たしか予算計上されておったと思うんですが、それについての進捗状況、去年のものをそのまま増刷だけするのか、それとも、また手を入れるのか、その辺、わかりましたら教えてください。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

こちらの資料につきましては、昨年、前回のものをそのまま更新するという事で予定をいたしております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。維新150年に向けての取り組みが県内あちこちで大分盛んになってきております。周防大島では、大島口の戦いの本が2冊ほど出たと。柳井でも、阿月地区で大島口に参加した人の常設パネルができた。岩国口のほうでも、そういうのを研究が始まったということです。

光市においても、去年、第二騎兵隊、パンフレットができたことは、これは、もう150年を経た快挙だと私は思っておりますが、ただ、それを、その次にどう生かしていくのかという部分について、これは市だけでやるのではなくて市民団体と一緒にということになると思いますが、そこはちょっとまだ、私も何かまだ、新しいいい動きがちょっとまだ見えないなと思っております。これは、自分自身でもちょっと取り組んでいきたい分野でもありますけれども、県全体で幕末ISHIN祭150年に取り組むという方向性は出ておるわけですから、教育委員会のほうもできるだけ、そういう御配慮とか誘導等をお願いできればと思います。

最後の項目、給食センターのほうについてお尋ねします。

給食センターには、何か地産地消給食週間なのか月間なのか、ちょっと濟いません、私もよく勉強してませんが、そういうのがあると聞いておりますが、その取り組みはどのようなものなんでしょうか。そして、その地産地消給食をするために、食材の選定とか発注方法はどのようにやるのか。そして、コストの現状は、どういうふうになっておるのでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

地産地消の給食週間という御質問がありましたが、まず、それについてお答えさせていただきます。年3回、集中的に地場産の食材を活用していこうという取り組みがあります。これは、県下統一的に行っているものであります。

我々は、この週間に限らず、地場産食材の活用は食育を推進する中で大きな課題として考えております。その中で、地場産食材週間にどういう対応をするかと申し上げますと、青果物がどうしても中心になってまいります。JA、里の厨、これらに、どのようなものが納入できるかというのを確認しながら取り組みを進めておりますし、一般物資につきましても、食材の納入業者に対して、県産の食材について、どのようなものがあるかということをお問い合わせをしながら、取り組んでおるところです。

コストということではありますが、例えば野菜につきましては、光市産と送りのもの、どっちが高いかという御質問だろうと思っておりますけど、品質等を別にいたしましても、ほぼ同じぐらいと考えてよかろうかと思います。

ただ、加工品につきましては、光市産と、大量生産のものに比べると、使用材料が違

ったりとか、大量生産か少量生産かという差もありますが、単純に金額だけで考えてみますと、光市産の加工品のほうが若干高いような気はしています。

#### ○笹井委員

わかりました。ちょっと本会議でお尋ねしたときに、もう光市産のヒジキの炒め煮が、私が、済いません、翌日に提供されるということはお尋ねしたんですけど、その実際のやってみられた状況、評判とか残食率とか、その辺がわかりましたら、ちょっと教えてください。

#### ○呉橋学校給食センター所長

委員が一般質問で、ヒジキの活用について質問された次の日に、ヒジキ料理を学校給食で出しました。光市産のヒジキを活用するに当たりまして、事前に、地産地消だよりというパンフレットをつくりまして、学校の給食室等に掲示をしていただきました。そういうことで、光市産のヒジキを今回は活用しているんだということを見学生徒にPRをさせていただきました。

その結果ですが、詳細な数字ではないですけど、以前にヒジキを出したところ、これは光市産ではないですが、そのときが17%程度残食率がありました。ところが、今回、PRの効果があらわれたのか、11%程度の残食率になっておりました。

やはり、残食率を少なくするという意味でも、光市産の食材を多く使い、さらには、光市産を使っていることをPRすることによって、残食率も減らしていける効果があるんじゃないかと考えております。

#### ○笹井委員

わかりました。大変いい数字だと思いますし、やっぱり地元のものでこういうものがとれていると、それを自分で口にして味わうというのは、これも、私も地域の教育の一環だと思っております。

さっき、食材の選定について、JA、里の厨というふうなところが名前が上がってましたが、山口県学校給食会も地産地消給食の食材の提供についてメニューを用意しておると思いますが、そちらのほうの取り組みとか実施の状況というのはいないのでしょうか。

#### ○呉橋学校給食センター所長

学校給食会だけではなくて、いろんな食材納入業者が我々のもとに、山口県産のこういうものを使っている、こういう食材があるよということをPRに来られます。その中で、物によっては、実際にサンプルをいただいて、ちゃんと味を見る。そして、2時間程度の調理時間でちゃんと調理できるか、そういうことを確認しながら、採用できるものは採用しながら、地場産食材の活用にも努めているところです。

#### ○笹井委員

加工品については、これはちょっと光市産にこだわると材料もそろいませんし、実際

そこで加工するのはなかなか難しいと思いますが、これは地産地消で県産材料を使ったコロッケとかフライなどは、学校給食会もメニューとして取り上げておるようでございます。

私は、やっぱり教育的な観点、あるいは地域に親しんでもらおうという観点から、できるだけこういうものを予算の範囲内で使っていただきたいと。単価については、やっぱり多少高くなるということは聞いておりますが、ただ、あとは、もう一つは味ですね。味が、私は、地産地消になって高くなって味がまずくなっただちゅうんじゃ論外だと思うんですけども、これは、幾つか私も食べましたけど、相当おいしいものがあります。全国流通大手に負けないようなものをつくっているところもあります。

そこでちょっとお尋ねするんですが、こういう学校給食会とか、あるいはそういう食材メーカーなどが、そういう製品の試食会などを年に何回か、周南とか山口とかでやっておるかと思えます。そこに、光市としては、どういう方が行かれておるのか。私もちょっと行ったことがあるんですけど、他市では、小学校単位の給食担当者が、そういう無料の食材試食会などに行っておるんですけど、光市は学校単位では来られてないというふうに、私はちょっと認識しておるんですけども、そういう大手業者とか学校給食会などの試食会とか見本市にどのような方が参加されておるのか、ちょっと現状をお尋ねいたします。

#### ○呉橋学校給食センター所長

学校給食につきましては、私どもが全ての責任を負うということで対応をしております。この試食会等につきましては、私が何度か行っております。最近、残念ながら案内がないので行ってないですが、過去には数度、私が参って、現実にどんな食材があるかということを確認はいたしましたことがございます。

#### ○笹井委員

基本的には、こういう試食会はただですから、土日にかかれることが多いと思うんですけども、私は、できるだけ各学校にも、当然給食担当の教員というのはおると思えますので、そういう方にも案内していけるようにしていただきたいというふうに思います。案内がなければ、ちょっと、そもそも始まりませんけれども、そういう、どこのメーカーとか流通も自分の商品をPRするのに必死ですので、ひと声かければ、すぐ案内書が山のように届くと思いますのでよろしく申し上げます。

あと最後、給食の新メニューの開発については、給食センターの中で、どのように行われているのでしょうか。

#### ○呉橋学校給食センター所長

新メニューの開発についてですが、学校給食におきましては、献立は栄養士が考えております。この栄養士は県の職員でありまして、光市だけではなく他の自治体での勤務経験があることに加えまして、栄養士間のネットワークというのが大変豊富です。そういうネットワークとか、他の自治体の情報と、学校給食センターの調理機器の性能、こ

れをすり合わせながら何ができるか、どういうものを活用して新メニューができるかというのを考えているところです。

例えば、光市産のものを使った新メニューとしましては、里の厨のほうから、梅ジャムというのがあるんだが使ってもらえないかという問い合わせがありまして、それを使った鳥肉の光ソースがけというのもつくったりしておりまして、JAとか里の厨からいろんな情報をもらいながら、新しいメニューを考えているところです。

#### ○笹井委員

わかりました。本会議でもお聞きしましたけど、メニューとして、光市の子供たちが考えたメニューの中で、レンコンと揚げのカレー炒めというのがあったと思います。これなんか、ちょっと私、ぜひ、一回どこかで試食したいなど。また、過去にも委員会でお邪魔して、光ソースなどは食べさせていただいて、大変おいしかったという記憶がありまして、そういう地産地消を推進するようなものがまたできましたら、何かちょっと情報をいただいて、何とか私ども見て味をきいてみたいと思います。これは希望です。終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ○林委員

1点ほどお尋ねいたします。

今までも何度かお聞きしておりますけれど、旧学校給食センターの跡地活用についてですけれど、跡地は売却するとのことでございましたけれど、無人の建物を長期放置しておくことは、保安上不安であると思っておりますけれど、簡単に跡地活用についてお考えをお示してください。

#### ○呉橋学校給食センター所長

旧光学校給食センターの跡地利用につきましてですが、以前から申し上げておりますとおり、建物解体条件を付しての売却を考えているところです。その中で、跡地の一部を、浅江小学校の駐車場にして活用することとしております。また、売却については、今年度中に終えたいと考えているところであります。

以上です。

#### ○林委員

今、駐車場のことがございましたけれど、大体何台ぐらいを確保するお考えでいらっしゃいますでしょうか。

#### ○呉橋学校給食センター所長

旧光学校給食センターの跡地につきましては、15台程度を予定しております。

○林委員

今、駐車場確保に当たっては15台ということをおっしゃっておりますけれど、駐車場確保に当たっては、関係者との連携はなされているのでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

公式ではありませんけど、連合自治会長、学校等と接触を持たせていただきながら、15台ということで一定の理解をいただいているところです。

○林委員

ありがとうございます。

今、駐車場の件はお聞きいたしまして、連合自治会とのっていうことでございますが、売却面積確定のための測量とか、平成27年度中に終わると聞いておりますが、測量は終わっていらっしゃるのでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

測量につきましては、3月末で終了しております。

○林委員

もし、そんな言い方はないんですけど、跡地の今、建物を解体して売るっていう、売れない場合、現状のまま、浅江小学校の駐車場として利用を続けるようになる可能性もあるのでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

我々は、今年度中に、何とか売りたいと考えておりますが、万が一売れない場合につきましては、そのまま浅江小学校の駐車場として、売れるまでは活用していただくという考えではあります。

○林委員

わかりました。理解しました。ありがとうございました。

○森重委員

1点だけ、ちょっとお伺いいたします。

このたび、市の対話集会に中学生がみんな参画されまして、各学校挙げてのいろいろ協議、また施策、いろんな取り組みをされましたけども、光市についてや、また人口減少社会について、また光市の20年後の姿というふうなそのようなテーマで参画をしていただきました。

そういう取り組みをされた中で、学校側総代として、何か総括的にございましたら、ちょっと、ぜひお聞きしておきたいというふうに思います。

#### ○和田学校教育課長

市民対話集会におきまして、全市内5中学校区、中学生が発表させていただきました。私も幾つか見させていただきましたが、中学生が、20年後の光市の姿を明確に、そして大人顔負けのきちんとした理念に基づいた発表であったと感銘をしたところです。

この発表を生かして、今後、どのように学校教育の中で位置づけていくかということですが、各学校、コミュニティ・スクールを進めています。その中で、中学生、生徒の言葉、思いも受けとめながら、学校運営協議会をやっていこうという仕組みをつくっている学校もあると聞いています。

今後、地域との連携を学校運営の中で、生徒の思い、願いを吸収しながら行っていくことができるよう、教育委員会としても働きかけてまいりたいと思っています。

#### ○森重委員

大変いい参画機会だったなとも思いました。いろいろ取り組みをされた中で、よかった点や大変だった点や、また生徒の変化といろいろあったと思いますので、ぜひ、今後ともそういうものを教育上生かされて、やはり将来がある子供たちですので、ぜひ、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

#### ○四浦委員

先行委員も触れた部活の問題について、私は角度を変えてお聞きをしたいなと思っておりますが、国会等の審議を通じて、あるいはその現場の教員から非常に強い願いが出されたりして、クラブ活動について、文部科学省が一定の見解を出そうとして取り組みを始めているようであります。それを概括いただければ。

#### ○和田学校教育課長

文部科学省が、学校現場における業務の適正化に向けてとしまして、公立中学校、高校の部活動に休養日を設ける等の方針を示しているということは認識しているところです。

また、山口県教育委員会からは、望ましい部活動のあり方の通知としまして出されました。それに基づきまして、光市教育委員会としまして、休養日を設けるよう周知しているところです。

#### ○四浦委員

それでは、部活動そのものは、やっぱり、ちょうど成長期の生徒、子供たちの人間形成にとっても非常に役に立つと思うんです。また、スポーツ等をやっぱり身につけて、将来の幅広い子供の育成というふうなものにも役立つと思うんですが、同時に、余り過熱をし過ぎるといけないということでお聞きするんですが、現状は、部活動が、おおよそ、いや、部によっていろいろ違いがあると思うんで一概に言いにくいんですが、どういうふうな形で休日など進んでいるか、休日を中心にどうなっているかということ

を述べてください。

○和田学校教育課長

中学校の部活動におきます休養日の件ですが、本市の現状としましては、全ての中学校におきまして、この休養日は設けています。部活動の種類、さまざまありますので、全体の65%程度の部活動が休養日を設けていると認識しています。

○四浦委員

約3分の1については休養日がないということですが、これは、どういう部活かっているのが、特定した表現ができるのでしょうか。

○和田学校教育課長

先ほど申しました休養日の捉え方ですが、毎週1日以上休養日を設けている部活動が65%です。その他、残り3分の1ですが、これにつきましては、大会や練習試合が土曜日、日曜日ということになりますので、なかなか毎週1回の休養日がとれない部活動もあります。その場合は、各中学校が工夫をしながら、他の曜日に休養日を設けたり、または、大会が続く期間以外の時期に土曜日、日曜日に休養日を確保したりするように工夫をしているところです。

○四浦委員

それじゃ、この項は終わりました、次の項に移りたいと思いますが、もう2点ほどあります。

学校給食センターで、非常にショッキングだったんですが、12月議会だったと記憶していますが、この委員会で異物混入が24件、オープンしてからですから1年3カ月程度で24件あったというふうなことだったんですが、あれから半年たちますので、改善は随分進んでるだろうと思いますが、そのところを教えてください。

○呉橋学校給食センター所長

まず、異物混入につきましては、事故が発生した場合の迅速な対応が必要なことはもちろんですが、それよりも何よりも事故を発生させないことが最も大切だろうと考えております。

そのために調理現場では、毎月の頻度で、委託業者の本社の衛生管理指導者の指導を受けているところであります。指導により作業の改善や意識の向上に努めているところでございます。

具体的には、調理服のチェックから始まりまして、食材の洗浄、目視、これらの徹底、さらには、調理機器については、調理前、調理中、調理後のチェックを複数人数で声を出しながら点検する等により、異物混入の防止に努めているところです。食材の納入業者に対しましても、安全な食材を納入するように、文書で注意喚起をしておるところです。

また、学校給食危機管理マニュアルを改めて策定をいたしました。策定に当たりましては、校長会や教頭会、養護部会、学校教育課、PTA、また給食センターの栄養士等の代表者を選出いたしまして、協議・検討を行うとともに、学校には策定の途中経過を示しながら、学校からの意見も取り入れ、対応手順をより詳細にすることによりまして、真に実効性のあるマニュアルを作成をしたところです。

以上でございます。

#### ○四浦委員

お聞きしておると、異物混入が24件以降の改善策が述べられたと思いますが、オープン当初には、そのようなことはやられてなかったのでしょうか。それから、去年の12月以降については、異物混入がなかったのでしょうか。それとも、あったとすれば何件でしょうか。

#### ○呉橋学校給食センター所長

まず、委託会社の本社の衛生管理の指導者の指導なんですが、これは2カ月程度に1回という対応をしておりましたが、これは1カ月に1回に改めて、強化をしておるところです。

また、調理前、調理中、調理後のチェックにつきましては、1人でやっておったところを複数人数にするとか、もともとやっておったものをさらに強化をするということでございます。

12月以降の異物混入についてですが、イモムシの幼虫であるとか、ごく小さなものが入っていたのが6件ございます。

#### ○四浦委員

以前聞いたときに、野菜についた虫が入ってたという話もあったが、それもイモムシの幼虫などと比べると小さなものになるということを言いたいのかもかもしれませんが、決して小さいものではなかろうかなと思います。

実は、こういう議論をして、私のほうに、「えらい今ごろは異物混入が多いんですね」というふうに言ってきた、かつて、直営で市職員が調理の仕事をやった方から話があって、「いや、あなたの場合、じゃ、いかほどでしたか」と聞いたら、ほぼ30年間勤めていて、30年通じて3件ぐらいであったというふうに言ってたんで、最近の民間委託をして、調理現場をお聞きすると、非常に、やっぱり労働条件ちゅうのは劣悪であるというふうに思いましたが、労働条件については、前回お聞きしておりますが、改善方進んだということはないんですか。

#### ○呉橋学校給食センター所長

労働条件ということで、何をお答えすればいいのかちょっとわかりにくいんですが、例えば一部を申し上げますと、一日一日調理の難易度が違います。簡単に済ませることもあるし、すごく手を入れなければいけないということがありますが、こういうことに

対して、難易度が高いときには人をふやす。そして、難易度が低いときには人を減らすなどの対応をして、労働が過酷にならないようには対応しているところです。

以上です。

○四浦委員

以前の議論の中では、いわゆる時間給が800円と聞いておりました。しかも、社会保険はゼロという話を聞いておりましたが、そういう状況を改善しようとかいうふうな目標を持たれているということはないんですか。

○呉橋学校給食センター所長

これは、調理等の委託会社の管理部門になりますので、我々が給料を必ず上げてくれという指示はできません。が、委員からそういう指摘があったということは伝えております。

以上です。

○四浦委員

そういう労働条件の根幹になる分については、改善方はなかなか見通しが暗いということがわかりました。

それでは、もうちょっと踏み込んでお聞きしますが、一般的に夏休みなどは、この調理の仕事はないように思いますが、この間の調理員の扱い、無休になるのかどうかということなども教えてください。

○呉橋学校給食センター所長

これにつきましても、申しわけないんですが、委託会社の管理事項になりますので、給料前面につきましても、この席でお答えすることはできませんが、個別にお問い合わせいただければ答えますよという委託業者の返事をもってしております。

以上です。

○四浦委員

改めてそういう話を聞きましょう。調理員の、今、数は何人ですか。

○呉橋学校給食センター所長

現在、調理員、配送員合わせて50名弱です。

○四浦委員

管理職は別にしても、調理員並びに配送員の賃金は、前回のこの委員会、前回というか12月委員会でお答えになりました800円ということによかったですか。

○呉橋学校給食センター所長

その程度だと聞いております。  
以上です。

#### ○四浦委員

所長とだけやり合うには、意見交換するにはふさわしくない課題だというふうに思います。しかも、とんでもない答弁もありました。私の質問に対して、労働条件について指示することができない、それは当たり前のことです。そういう話を私はしているわけじゃないです、委託業者ですから。

しかし、そこに目配りをするぐらいの配慮があってしかるべきだと。どういう状況になって、どこを改善したらいいかということは、いやしくも教育委員会事務局として、学校給食センターとして、そういう目標は持つべきだと。委託業者がやることだから、あとは知るかという、そういう投げやりの答弁ちゅうのはけしからんと思うんですね。

これは、所長に聞くよりは、教育部長なり教育長のほうにお聞きをして、今後の課題としたいと思いますが、いかがですか。

#### ○蔵下教育部長

給食センターの異物混入の話が出てまいりました。所長が答えたとおり、まさに事故が発生したときの迅速な対応ということは必要になってまいりますし、何よりも事故を発生させないことが最も大切であると思います。

そのために、学校給食危機管理マニュアルを改めて策定もしておりますし、今、委託業者の話も出てまいりましたが、そこに対する、いわゆる目配りについても教育委員会事務局としては努めてまいりたいと考えております。

#### ○四浦委員

満足のできるという答弁ではありませんが、やはり、こういう異物混入があり、また、その後も続いているということも踏まえて善処方期待をしますし、またの機会にお聞きすることもあろうかと思いますが、この項を閉じまして最後の項です。

先ほどもお話がありましたが、浅江小学校の駐車場について、学校給食センターの跡地についてはどうかということなんでありますが、これも給食センター所長が、給食センターの跡地だからと答えるというのはふさわしく、私はないと思いますので、学校教育課長なりにお聞きをしたいと思いますけれども。

では、これは、その駐車場について15台というふうに言われましたが、これはいささか少ないのではないかというふうに言います。今年度、浅江小学校の教職員が何名ふえましたか。

#### ○太田教育総務課長

学校施設に関することですので、私のほうからお答えさせていただきます。  
浅江小学校の教員数につきましては、28年度は47人でございます。

○四浦委員

私が聞いているのは、27年度が47人で、それから5名ふえたというふうに聞いておりますが、そうではありませんか。

○太田教育総務課長

教員数でお答えしますと、28年度につきましては47名でございます。

ただ、それ以外に用務の職員であったり、光っ子サポーターなどの非常勤の職員もおります。

○四浦委員

ちょっと具体的にお聞きします。

まず、JRをまたいでる跨線橋近くの駐車場、これは浅江小学校の敷地ではないということですね、光市道に隣接している土地でございましたが、あそこは駐車場は何台ですか。

○太田教育総務課長

陸橋の手前の駐車場でございますけども、白線が引いてあるのが26台分、ただ、白線が引いてないところも実際にはとめられますので、30台程度の車をとめれるものと考えております。

○四浦委員

ついでに、この問題は、ちょっと私は気になるのでお聞きしますけれども、市道沿いで、浅江小学校の敷地ではないということから、今のところ、時々のようなのですが、業者の車がとまっているというふうなことがあるようですが、それはつかんでおられますか。

○太田教育総務課長

陸橋の手前の駐車場のところに、学校関係者以外の車がとめてあるということにつきましては、申しわけございません、具体的には把握しておりません。

○四浦委員

浅江小学校の教職員の専用駐車場に近い形で使われているけれども、産業処理業者があそこに車を時々とめているというふうなことを、私どもお聞きしております。

なお、今、校内にとめる台数はふえたようですが、何台から何台にふえたんですか。

○太田教育総務課長

浅江小学校の敷地内におきましては、駐車場としては14台を確保しております。

○四浦委員

それから、結構最近はコミュニティ・スクールで、学校外から、例えばPTAだとか、

あるいはコミュニティ・スクール関係の方々とかいう方が頻繁に学校に来られて、いろいろ、中にはボランティアに来られる方もいらっしゃいます。そういうことをやっておられますが、PTAが二十数名だったかと思いますが、会議をやるようなときは、今の学校給食センターにほぼとめてるんだらうと思いますが、具体的な数字をつかんでおられますか。

○太田教育総務課長

PTAの活動につきましては6部会、全部で110人程度が活動しております。それらの方が、駐車場として、旧給食センターに駐車をしている台数につきましては、把握しておりません。

○四浦委員

多いときは、そのPTA活動でどれぐらいの車がとまっているかというのはつかないということですか。平均どころでもいかがですか。

○太田教育総務課長

日によっていろんな形の部会の集まりがありますので、その時々駐車台数につきましては把握をしていないのが現状でございます。

○四浦委員

お話を聞いていると、15台だというのは余り根拠がないように受けとめたんですけども、では、現状では、旧学校給食センターの跡地には何台の車がとまっているのか、あるいは日によって差があるでしょうから、多いときはどれぐらいの台数になるか御存じですか。

○太田教育総務課長

今現在、平均しますと20台から25台程度がとまっていると把握しております。

○四浦委員

いや、私も24台と聞いております。だから、15台という根拠がなかなかないと思いますが、今後、コミュニティ・スクールの先進学校でもあり、そういうことも配慮しながら、今後の着地点を見出すのには、15台というのは少な過ぎるというふうに思います。再検討を求めて、私の全ての質問を終わります。

○木村（信）委員

きょう、6月議会の中で、課の編成がまた変わっているところがありまして、生涯学習という、ちょっと文字がなくなった。生涯学習課というものが文化・社会教育、また人権教育というふうな形になってるんですけど、我々、所管事務調査をする中で、この当委員会で質疑する中で、ちょっとそこら辺だけ整理しておきたいと思うんですが、生

涯学習というところが地域コミュニティという部分を市民部の地域づくり支援センターのほうに移管をしまして、もとの生涯学習という部分の考え方、そういったところを、教育委員会としてはどのように整理をされているのか。ここで1点、お答えをいただいております。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

生涯学習課から文化・社会教育課に変わりましたが、今年からではなく、去年からかというふうに思いますが、生涯学習の推進プランでありますとか、そういったものにもどうしても社会教育としてかかわる部分は多々あるかと思っております。

そういった中で、生涯学習新プランを策定したりとか、そういったことでいろんな連携をしながら、文化・社会教育課と地域づくりのほうと連携をしながら、円滑に進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○木村（信）委員

教育委員会単独ではなくて、やっぱり他所管と連携していくというのは大切なことだと思います。

先ほど、先行委員のほうからありましたように、やっぱり今、地域コミュニティと学校コミュニティ、こういったものが連携していくということは、常日ごろから我々も伝えておりますけど、そんな中で、今、教育委員会のこの生涯学習、文化・教育というところがどういう方向に向かっていくのかというのが大変気になるところでもあります。

ただ、人権教育だけをやっているというだけではなくて、先ほど体育課長のほうからもありましたように、サンセットビーチマラソンが生涯学習の一環だというふうなこともおっしゃっておられました。そういった部分で、しっかりこういった部分を明確に示していただくことも重要なところじゃないかというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

## 2 政策企画部関係分

### (1) 付託事件審査

①議案第51号 光市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

説 明：松村行政改革・情報推進課長

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第47号 平成28年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：森重財政課長

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

### (2) その他（所管事務調査）

#### ○笹井委員

では、ちょっと大きく分けて2項目ほどお尋ねをします。

一つは、財政健全化計画の関係なんですが、今年の3月に発表された28年の予算概要にも、行財政改革として、自動販売機売上手数料の徴収というのが掲げられております。もとの財政健全化計画に載ってますので、継続的に掲げておられるわけなんですけれども、これの実際の進捗状況というのは、どのようになっているのでしょうか。

#### ○松村行政改革・情報推進課長

自動販売機の売り上げに対する手数料を徴収することについての進捗についてお尋ねをいただきました。

このことに関しましては、3月の委員会でもお答えさせていただいておりますように、既設の自動販売機の場合は、単に営業をする法人や個人商店に設置させてきたものでなく、直営施設においては、市が活動を支援すべき団体によって設置することで、売上収

入が団体の活動費となっていることや、また、指定管理施設におきましては、自主事業としてインセンティブの一つとなっているところでございます。

財源確保の一つとして、財政健全化計画に取り組み案として掲げたところではございますが、これまでの検討におきましては、こうした経緯や実態等も勘案する中で、既設の自動販売機について取り扱いを変更することは難しく、実施に至っていないところでございます。

一方で、売上手数料の徴収は、有効な財源確保策の一つであるとの認識は変わっておりませんが、期間中には、これまで設置されていない施設への新たな設置というのにはございません。

今後、新たに設置される場合には、設置する施設や設置目的などを総合的に勘案し、より効果的となる手法について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

既設については、今までもいろいろ指定管理者の収入とか団体の収入にするというそういう契約は既にあるわけですから、そこは難しいというのは理解できないわけではありません。

ただ、新規について、私は、財政健全化計画に、その売上手数料を上げて収入の増加を目指すんだという方針を掲げておる以上は、私は、その所管の企画部から他部局にそういうものできないかと、あるいは推進すべきやから取り組むべきだというような、そういうふうな働きかけを、財政健全化計画を所管する企画課から他部局に投げかけるべきだと思うんですけども、今の答弁では、何か実態としてはありませんよという結果だったような気がします。企画からそういうふうな投げかけというのはやってないんでしょうか。

#### ○松村行政改革・情報推進課長

これまで、設置していない施設に新たに設置するということで、利用者の方からいろんな要望等があれば、それは、それぞれの施設で検討してまいるところというふうに考えております。当然、利用される方は近隣の商店でジュース等を購入されて利用されたりもしていますので、市のほうで設置をして、近隣の商店の売り上げを下げっていくというような取り組みというのは、今のところは実施いたしておりません。

以上です。

#### ○笹井委員

どうも、やっぱり何かスタンスが、私は根本的に違っておると思います。

だから、財政健全化計画で上げている以上、各部に取り組みとか、あるいは適地があるかどうか調査をするというふうに働きかけるのが企画の役割だと思うんですけども、今の話ですと、利用者のニーズがないから現状ありませんというのを、それはちょっと取り組みとして本末転倒ではないかなと思いますが、この件はちょっとどうも基本的ス

タンスが違うようですので、これ以上は平行線になってもいけませんので、ここでちょっとまた閉じます。

ただ、これはまた9月議会でもお尋ねしようと思っておりますし、その段階の進捗についてお答えいただければと思います。

次の項目に参ります。

他市とか、他都道府県の首長さんの交際費とか活動的な予算の支出で随分問題になりまして、首長さんが辞職されたという事例がありました。

そこで、当市はどうなっておるのかなというのをちょっと聞くんですけども、当市の首長さんの場合——市長さんになりますが、その交際的あるいは活動費的な予算はどれぐらいあるのか。そして、それはどのように執行するのでしょうか。

#### ○岡村企画調整課長

交際費でございますけれども、少し説明をさせていただきますと、地方公共団体の長またはその執行機関が、市を代表して、市の発展と利益を図ることを目的といたしまして、対外的活動をする際に要する経費ということでございます。

したがって、あくまで市の交際費ということでございまして、市長の交際費ということではないことは、先に御認識をいただければと思います。その上で、今年度の予算でございますけれども、予算に示しておりますとおり150万円というふうになっております。

それから政務活動費的な予算ということでございますけれども、そういったものにつきましては、議員さんのような形での定められた予算というのはございません。何よりも、市長のほうのこの政治的な活動というものについて、市のほうで予算を支出することはないというふうに考えております。

ただ、行政のトップである市長が、市政運営のために必要な活動を行うということの経費、あるいは、それを支える秘書の業務に要する経費、こういったものにつきましては、総務費の中で秘書業務費というような形で計上をしております。その秘書業務費全体の額で申し上げますと、先ほどの市交際費、あるいは市長会の負担金等も含んでおりますけれども、そういったものを含めまして約782万円ということになっております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

交際的なものは、対外的な活動に使うのが150万円あると。あと秘書業務費が782万円あるということでした。対外的な活動に使われる150万円について、これは、支出が必要な場合、じゃけ、何かを購入するような場合、誰がどのように決めて、どうようにお金が支払われるのでしょうか。

#### ○岡村企画調整課長

円滑かつ適正な運営を図るということで、交際費の支出については、内部で基準を設けて、その中で、支出先でございますとか支出区分等の考え方を整理をしております。

この基準に基づきまして、適切に対処しているというふうなことでございます。  
以上でございます。

○笹井委員

今日は、会計のほうも来られていますので、ちょっと会計支出のほうにも聞いてみたいと思いますけど、こういった予算の支出について、支出はどのようにして支払われるのか。それとちょっと、他の今の事例なんかで聞くと、他の首長さん、クレジットカードで払ったのを何か公費で支出したというような新聞報道も見わけですけども、光市において、そういうクレジットカード払いで払ったものに対して公費で充てるというような支出というのは可能なんですか、あるのでしょうか。

○玉木会計課長

ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、交際費の支出についてですが、現時点での突発的な事案に対応するための交際費といたしましては、慶弔費等が主なものとなっておりますが、それにつきましては、資金前渡によりまして前もって現金を支出するという形態をとっております。これが、毎月、月初めに現金として支出をしまして、月末締めで精算により戻入、返納をしております。

2番目のクレジットカード払いについての質問なんですけども、こちらについては、一応地方公共団体の支出方法といたしまして、自治法上に規定されておりませんので、光市としては行っておりません。

以上です。

○笹井委員

わかりました。クレジットカード払いの公費補填はないということで、これは、私もそれでよろしいかと思えます。

今、資金前渡で渡されて、月初めに渡して、月末に精算してやっておられるということなんですけど、であれば、何に使ったのかというのは、結局その審査は誰が行って、誰がどのように使途の確認の審査をされておるのでしょうか。

○岡村企画調整課長

その辺の使途は、私も含め、ちゃんと組織の中で行っております。

以上でございます。

○笹井委員

会計部局の方も、一応何にどう使ったか審査はされておるのでしょうか。

○玉木会計課長

はい。会計のほうも、交際費に限らず全ての公金の支出について、同様審査を行って

おります。

○笹井委員

わかりました。今回、他自治体の事例は規模も違いますし、金額も違いますけれども、私もちょっと過去のいろいろな経験から見ますに、どっかで問題が起きたときに、自分のところではそういう問題起きてなくても、何かやっぱり根本的にどっか問題となる芽があって、それが、やっぱりよそではひどいことになったと。自分のところはどうかというのを振り返って、もし、その芽があれば、やっぱりそういうのを問題が発生しないように改善していくということが、この問題だけじゃなくてほかの問題でも全てそうですけれども、そういう体制がないと、やっぱりよそが問題となったこと、そのまま置いておくと、何年後かにこっちも問題が大きくなるという。結果、やっぱり市が被害を被るということになると思いますので、具体的な業務において、どこが問題なのか、ちょっとこれは担当の方じゃないとわからないと思いますけれども、今回の事件を教訓に、改善するところがあれば改善していただくことをお願いしたいと思います。

終わります。

○西村委員

ちょっと関連なんで、先行委員の続きを少しお聞きしたいんですけども、先ほど課長の答弁によると、市長については、私ども議員のような視察に使う予算、経費はないというふうに考えてよろしいんですか。というのは、今、テレビなんかで舛添さんの話が出てますが、世間の人勘違いをしますので、そもそもうちのまちにはそういう経費はないということよろしいですね。

○岡村企画調整課長

必要なことについては、秘書業務費の中で普通旅費を措置しておりますので、そういった中で対応しているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

必要な場合には用立てることができるというふうにおっしゃりたいんですか。

○岡村企画調整課長

そうでございます。

○西村委員

ただ、当初の予算の中には、その必要な場合にはというものはケースがないので、基本的には、首長が自分の政策的な見地を広めるために旅費を使って視察に行くというものはないという理解をしているんですが、それは間違いですか。

○小田政策企画部長

視察ということに限って言えば、視察を、第一義的な目的で旅費を支出するという予算については、基本的には計上してないというふうに理解をしております。

ただ、いろんな行政上の業務で、例えば上京したり、関連のそういうところを見てくるといことは、結果としてあるかもしれませんが、視察を目的に旅費の予算計上といことは、第一義的にはないと理解していただいたほうがよろしいかと。

以上です。

○西村委員

ありがとうございます。

私もその認識なんですけど、実は、ちょっと1点要望したいことがあって。これは、首長ではないんですけども、私ども議会のほうは、先進地視察というのに年に一、二度行くことがあります。それは御存じのとおりですが。

今、報告をいろいろしていますけども、先だって公共施設のマネジメントというので、さいたま市、それから静岡県焼津市というところを拝見しました。それで、私どもも重々説明を受けまして、これは、ぜひ私どもの職員も現地で先進の取り組んでいる職員さんといろいろ意見交換など、あるいは先進的なやり方などを、ぜひ見ていただきたいなというふうに感じまして、そういうところには積極的に職員さんを派遣してほしいという要望をさせていただきたかったので、ちょっと関連で質問しました。じゃ、よろしくお願いします。

以上です。

### 3 市民部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第53号 光市税条例等の一部を改正する条例

説 明：田中市民部次長兼税務課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○四浦委員

市民税の（1）項です。法人市民税法人税割の税率の改定によって、どうしてもやっぱり注目するのは、かつては2大企業、今は3大企業の扱いなんですが、これはいわゆるその他の一般的な法人と対比した場合にどういうふうになるか説明してください。

##### ○田中市民部次長兼税務課長

税率に関しては、その他の法人についても、いわゆる大企業についても、原則としては一緒でございます。

以上です。

##### ○四浦委員

それではお尋ねしますが、いわゆる法人市民税が28年度でも相当の減額になるわけなんですけれども、この29年度からもっとそれが加速をするというふうなことになるというふうに、この議案が通ればですね、受けとめていいわけですね。

##### ○田中市民部次長兼税務課長

税率が引き下がるわけですから、課税標準額といいますか、法人の法人所得といいますか、それが変わらなければ税率が下がった分だけ下がるということでございます。

##### ○四浦委員

そうしますと、これは市財政の歳入に対して大きな影響があると思われませんが、そのところはどのようなふうになりますか。

##### ○田中市民部次長兼税務課長

法人税割額が下がるのは間違いないことでございます。

一方で、先ほど御説明しましたが、国の地方法人税というのがございまして、この分の税率が同率引き上がるわけです。この分については、地方交付税の中で活用して配分されていくというものですので、それぞれの自治体によって地方交付税の算定基礎となる数値も違いますので、どうなるかはわかりませんが、その辺で理論的には補填される部分があるということでございます。

以上です。

○四浦委員

少し曖昧な答弁をされたというふうに受けとめました。市財政にどう影響になるかというのは、これは精査しとるわけではないですね。

○田中市民部次長兼税務課長

税務課としては、そういう市財政について、全般について精査しているわけではありません。

以上です。

○四浦委員

いや、「ありません」というふうに言われて、「ああ、そうですか」と言うわけにはいかないかなと思います。28年度で極端に法人市民税が落ち込むというふうなことで、その一定程度交付税措置がとられるんでしょうが、28年度でみた場合に、交付税措置がとられて差し引き算用をして、そこのところはいわゆる歳入に影響を与えていると思いますが、どの程度のものかということが言えますか。

○田中市民部次長兼税務課長

税務課としましては、税の関係だけを取り扱っておりますので、財政部門のほうで交付税をやっておりますので、財政部門のほうでお尋ねいただきたいと思います。

以上です。

○四浦委員

わかりました。終わります。

○森重委員

2番の個人市民税の医療費控除の特例についてちょっと。これはやはり、市民の間でもちょっと、もうちょっとわかりやすくお聞きしとったほうがいいと思うんですけど、これまでも年額10万円を超える医療費の控除っていうのがございましたけども、これに対して今回のセルフメディケーション、自主服薬の推進のためのこの1万2,000円を超える分についての所得税控除があるという、ここの部分を、今までの医療費控除のものとどう違うのかというのをちょっとわかりやすく説明していただければと思います。

○田中市民部次長兼税務課長

今言われましたように、現行での医療費控除というものがございます。これは、医療機関での治療代です。入院、入院以外、いろいろございます。それから、処方箋を書いた調剤料といいますか、薬代です、そういうもの。また、一般のドラッグストアで購入した分についても、これは該当になるわけですが、そういうものから保険で差し引かれるものがございます。高額療養費とかいろいろあるわけですが、それを差し引いた額が原則10万円を超えた場合は、超えた金額を所得控除するというので、この

金額を所得から引くことで税額が安くなるというものでございます。

そこで、今回の特例についてですが、医師の処方箋がない薬を自分で、仮にドラッグストアや薬局で購入した場合、現行の医療費制度と別立てで、いわゆる市販薬の購入費について1万2,000円を超えた場合、超えた金額を所得控除して税額を安くしようというものでございます。ですから、これまでの医療費控除では治療代を含めて10万円を超えなくては該当しませんが、今回の特例で市販薬の購入について1万2,000円を超えた場合は控除対象となることから、控除対象のハードルが下がったということが言えます。これにより、医療費控除の該当もふえると思われれます。薬代に対する負担も一定程度軽減されるというものでございます。

もう一つは、これは健康診査等を受けていらっしやらないと今回の該当になりませんので、健康診査とか検診とか、これはいろいろ決め事があるんですが、そういうものを受けた上でないとこれが対象にならない、ということは健康診査を受ける、勧めていく、推進になるということも一つ言えるかと思えます。

以上でございます。

#### ○森重委員

よくわかりました。ただ、結構、年額1万2,000円以上の市販のお薬を買う方は結構多いと思うんですよ、年間を通せば。そういう方にとっては、健康診査をちゃんと受ければ税控除の対象になるちゅうことで、ちょっとうれしいかなと思うんです。これ、ちょっと聞きたいんですけども、置き薬、名前を言うちゃあいけんですが置き薬会社がありますよね。結構あれも年間になったら使われると思うけども、それは市販の薬という対象になるのかどうか。

#### ○田中市民部次長兼税務課長

これまでも医療費控除がございまして、そういう置き薬については除外されておりました。で、今回の適用に当たっては、どういう薬が適用になるかというのは、まだ国のほうも、所得税の関係もありますので、国のほうで今決めていく最中でございますから、はっきりしたことはちょっと申し上げられません。

以上です。

#### ○森重委員

わかりました。今の1万2,000円の方は、今までの一般医療費の併用はできない、別物としてということですよ。よくわかりました、ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

説 明：縄田地域づくり推進課長、田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第48号 平成28年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第50号 平成28年度光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

○委員長

何。訂正かね。

○田村市民課長

すみません、先ほど御説明をしましたが、年度の間違えがありました。

議案第48号の国民健康保険特別会計補正予算の説明の中で、基金の保有見込額につきましてですが、28年度末の基金の保有見込額が5億3,500万円ということでございます。27年度末ということでお話をしたみたいで、28年度末ということでは訂正をさせていただきます。

○委員長

ただ今、訂正がありました。

付託された事件の審査が終わりました。今の訂正を含めて何かございませんか。ありませんね。

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○田中委員

元気なまち協働推進事業についてお聞きしたいと思うんですが、今年度助成団体のほうも決定されていると思うんですが、状況についてお聞かせください。

○縄田地域づくり推進課長

元気なまち協働推進事業の今年度の状況でありますけど、平成28年度の申請団体数は10団体でありまして、そのうち交付決定団体は8団体でございます。

以上です。

○田中委員

3年目を迎えるということで、枠は10枠ある中で8団体ということなんですが、3年続けてきて状況の変化というか、応募する団体の状況も含めて、どういった変化があるのかということをお聞かせいただけたらと思います。

○縄田地域づくり推進課長

今年度の申請団体10団体のうち、新規の団体は1団体でありました。また、交付決定の8団体は全てこれまで交付金を受けてこられた継続団体であります。

以上です。

○田中委員

わかりました。なかなかすごくいい事業なのに、活用される団体が減ってきているという現状があると思うんですが、このあたりで、せっかく予算もついている中で8団体決定ということなんですが、今後の活性化策について何かお考えがあればお聞かせください。

○縄田地域づくり推進課長

今後の活性化策でありますけど、元気なまち協働推進事業は、今年度3年目を迎えておりまして、また交付金を受けられる期間につきましては1団体、最大3年間ということになっております。そういったことから、現在、次へのステップアップとしまして、協働事業提案制度の創設について検討しております。この制度は、行政と市民活動団体が互いの強みを生かしながら、公共的課題を効率的・効果的に解決しようとするもので

ありまして、他市で取り組みがありますので、現在、その先行自治体の取り組み状況や効果などについて調査研究を行っております。

以上です。

#### ○田中委員

近隣市でもそういった動きがあるので、ステップアップしていった新しい事業になっていくのかなというところがあるのですが、一つ、私たちも議会として高校生との意見交換会とかをしていく中で、若者のほうからイベントを企画してみたいような声もあるかと思うんですが、その中でイベントというのも一つのまちの賑わいづくりという視点もあると思うんです。それで、高校生とかの団体も含めて、例えば元気なまち協働推進事業の20万円なんですけど、例えば3万円とか5万円という小口でもいいんですが、何かそういったものの、若者がチャレンジできる、企画して参画できるようなものもできたらいかなとは思いますが、そのあたりについて、もしお考えがあればお聞かせください。

#### ○縄田地域づくり推進課長

若者の声を反映してはということだと思いますけど、地域づくり推進課では、現在、地域の活性化に向けたさまざまな取り組みを行っておりますが、今後も新たな取り組みをいろいろ考えていきたいと思っております。そういった中で、若い方からの意見、提言なども参考にしながら、効果的な地域づくりにつながるような事業が実施できればと思っております。

以上です。

#### ○田中委員

わかりました。ぜひ御検討いただければと思います。

続いて、今年度から各公民館がコミュニティセンターになりましたが、組織については各コミュニティ協議会になると私も思っていたんですが、地区によってはこの呼び名が違うようなんですが、そのあたりの現状をお知らせいただきたいのと、これは何かルールのようなものがあつたのか、なかったのかというところをお聞かせいただければと思います。

#### ○縄田地域づくり推進課長

コミュニティ協議会の名称についてのお尋ねでありますけど、名称が「コミュニティ協議会」になっている地区は、現在8地区あります。それ以外の地区におきましては、例えば「まちぐるみ協議会」といったような形で、「コミュニティ協議会」という名称以外になっております。

それから、コミュニティ協議会の名称の付け方に対する規則的なものでございますが、各地区のコミュニティ協議会につきましては、公民館からコミュニティセンターへの移行以前から名称が決まっていた地区もあります。また、コミュニティ協議会自体が

任意の組織でありますことから、地域の自主性を尊重することが必要であると考えておりまして、所管としては特に名称の付け方についてのルールは設けておりません。

以上です。

#### ○田中委員

わかりました。各地区で呼び名が浸透していれば、その各地区によってはわかると思うんですが、市内全域で見ると、私の思い込みなのかもしれないんですけど、コミュニティ協議会なるものと思っていたので、違う呼び名があるとは思ってなくて、例えば御案内を送るときに、例えば「コミュニティ協議会」と書いて送った場合にはなじまないということがあって、何かこのあたりで統一の名前でできればいいなという思いもあるんですが、例えば先ほど言われたまちぐるみ協議会の方たちに何か文書的なものを送るときは、やっぱり「まちぐるみ協議会」の宛名で送らないといけなのか、それとも「コミュニティセンター館長」宛てで送ってなじむものなのか、ちょっとそのあたりをお聞かせいただけたらと思います。

#### ○縄田地域づくり推進課長

各地区では、さまざまなコミュニティ事業を実施していますが、この実施主体はあくまでもコミュニティ協議会になります。そういったことから、例えば、「何か事業をしたい」ということであれば、室積では「コミュニティセンター館長」ということではなくて、「室積まちぐるみ協議会会長」という肩書で御案内なりしていただければと思っております。

以上です。

#### ○田中委員

これ、ほかの地区から言ったらちょっとわかりにくいというのがあって、通称はそれが地区の方が呼ばれるのであればまだ理解できるところなのですが、せっかく今回コミュニティ推進基本方針もあって「コミュニティセンター」という呼び名で統一するという部分もあったので、ぜひこの機会にやっぱり「コミュニティ協議会」というものに一本化して市内全域に浸透していただければと思いますので、ちょっとここで話しても平行線になると思うので、そのあたりをちょっとお考えいただければと思います。

そして続いてなんですが、それに伴ってコミュニティ協議会の自主性に任せるために予算をまとめて各コミュニティ協議会へ配分することとなりまして、全体予算については予算のときにお聞きしておりますが、そこから各コミュニティ協議会への分配するルールについてお聞かせいただければと思います。

#### ○縄田地域づくり推進課長

コミュニティ協議会に対する交付金の配分ルールでありますけど、各地区のコミュニティ協議会に対しましては、今年度の地域づくり推進事業交付金としまして、総額1,495万5,000円を交付しております。配分の内訳は、地域の人口に応じた基本額及び世

帯数に応じた割増額に加え、平成27年度からは消耗品費や印刷製本費、通信運搬費といった事務費及び人権推進やクリーン光を実施するための義務的な事業費を加算し、交付金として交付しております。

さらに、今年度はコミュニティセンターへの移行経費と役員等活動費を新たに交付金に加えております。

なお、基本額は人口500人以下の地区は12万5,000円、501人から1,500人以下が17万円、1,501人以上が39万円としており、また世帯割に応じた割増額は、各地区の世帯数に60円を掛けた金額としております。

以上です。

#### ○田中委員

今、細かく分かれているところをお聞きして、ちょっと僕もメモしきれなかったんですが、これはやっぱり市内全域のコミュニティ協議会さんたちと話し合いの中でこういった割り振り方法に決められたのでしょうか。

#### ○縄田地域づくり推進課長

この金額につきましては、世帯数に60円かけるとか、そういったルールがありますけど、これは公民館を自主運営するときに決められたものであります。それ以降、多少の増額はありますが、基本的なルールについては変わっておりません。また、毎年、予算が決定した段階で、公民館連絡協議会の中で各公民館長さんに予算の内訳等を説明し、了承をいただいております。

以上です。

#### ○田中委員

わかりました。基本的ルールは変わってなくて、了承も得ているということなのでそれ以上は僕たちが言うことではないのかもしれませんが、今後、始まったばかりなので、いろいろ各地域から運営しながらの声があって、また改善に向かっていくのかなというところもあると思いますんで、これはまあ今後も見たいと思います。

続いて、コミュニティ推進基本方針の組織体制（例）のところに各種団体のコミュニティ・スクールというものが入っております。私も、地域コミュニティの活性化のためにもコミュニティ・スクールの位置づけというものは必須だと思っていますし、今後のコミュニティ・スクールの活性化にも必要だと思っています。

お聞きしたいのが、各地区でコミュニティプランの策定に取り組まれて、もう策定されているところもあると思うんですが、その策定された地区の中で、組織の中にコミュニティ・スクールが組織に位置づけられているという地区はありますか。そしてまた、今年度策定の地区では考えてらっしゃるのかをお聞かせいただけたらと思います。

#### ○縄田地域づくり推進課長

まず、コミュニティプランにつきましては地域が抱えるさまざまな課題に対しまして、誰が、いつ、どういった手段で解決に向けた取り組みを進めていくかということを取りまとめたものでありまして、地域の手づくりによる行動計画であります。

現在、コミュニティプランを策定している地区は塩田地区と伊保木地区の2地区であります。この2地区につきましては、コミュニティ・スクールが活動組織として位置づけはされておられません。

それから、今後コミュニティプランを策定する地区についてでありますけど、各地区ではコミュニティプランを策定するために、策定委員会というものを設置しております。そのメンバーは、自治会や老人クラブ、子供会、PTAなど地域で活躍しているさまざまな組織から選出されておまして、地区によっては学校やコミュニティ・スクールなどからもメンバーを抽出しているところもあります。今後、コミュニティプランを策定する地区におきましては、実際にプランを推進していくための組織体制を構築することとなりますが、その中でコミュニティ・スクールがどういった形でかかわっていくのか、またコミュニティ・スクールとの連携などにつきまして、地域とともに考えていきたいと思っております。

以上です。

#### ○田中委員

わかりました。なかなかやっぱり、市民部と教育委員会ということでなかなかつながるのが難しいかなと思っておったんですが、今説明いただきまして、話し合いの中でそういうことを一緒に考えていきたいというお話もありますので、今後にぜひ期待したいと思います。なかなか地域の話し合いの中では、策定委員会の今入っているというお話もお聞きしたんですが、視点をやっぱりいただかないとなかなか気づかないというところもありますので、今後ともしっかりとした情報の提供と話し合いをお願いいたします。済いません、あと2点あるんですが。

続いて、教育委員会のほうから生涯学習というものが地域づくり支援センターのほうに来まして、今サポートバンク事業というものがあるかと思うんですが、このサポートバンク事業について、まず登録件数、個人と団体と分かれておると思うんですが、その登録件数と利用状況についてお聞かせいただけたらと思います。

#### ○縄田地域づくり推進課長

生涯学習サポートバンクの登録状況でありますけど、平成28年5月末時点で、活動団体としましては76団体、指導者としましては58人を登録しております。なお、これらの登録情報につきましては、市のホームページにも掲載しております。

それから、利用状況でありますけど、平成28年度中には生涯学習センターにサポートバンクの登録団体等の活用についての問い合わせは7件ありました。ただ、サポートバンクにつきましては、指導者や団体責任者等の連絡先も掲載しておりますことから、直接希望する団体などに連絡をしているケースも多くあるように聞いておりますので、そういったことから全ての利用状況については把握できておりません。

以上です。

○田中委員

確かに、生涯学習サポートバンク事業実施要綱を見ても、「登録者との学習に関する折衝は、学習者が行うものとする」ということなので、なかなかどれぐらい活用されているのかというのは気づきにくいところとは思いますが、これだけ登録されてるのが非常にもったいないし、ここを活性化させていきたいなという思いがあります。

今、コミュニティ・スクールのほうもいろいろ地域の方の特技を持った人たちを招いて子供たちの学習に生かされないか、またキャリア教育のほうにも生かされないかという考えもあるんですが、なかなか人材バンク的なものが地域で集めるにしても難しいというものがあまして、こういったサポートバンク事業というものが市のほうで持ってらっしゃるので、こういったものにぜひ市内全域から登録していただいて、地区を超えていろんな方に出会いながら活用していけたらと思うんですが、そのあたりで今後のサポートバンク事業、地域づくりのほうに来たばかりですが、活性策というか活用策を何か考えられていたら教えていただけたらと思います。

○縄田地域づくり推進課長

生涯学習サポートバンクにつきましては、平成27年度に教育委員会から市民部に移管されましたが、平成27年度からは、生涯学習センター主催のセミナーにサポートバンクの登録者を活用するようにしております。

それと、今後であります、先ほど言われましたコミュニティ・スクールであるとか、放課後子ども教室などにおいても登録者を積極的に活用していただけるよう関係所管と協議を行っていきたいと考えております。

以上です。

○田中委員

わかりました。こういったことが光市の大きな強みになってくると思いますのでよろしく願いいたします。

最後に、大和のコミュニティセンターの複合型施設についてお聞きするんですが、この話し合いというか市民会議が室積コミュニティセンターのときには使い方等を話し合う市民会議を行われていたんですが、大和のコミュニティセンターにおいても現設の利用率の向上、またコミュニティの活性化にもつながると思うので、ぜひそういった使い方も含めた市民会議を開催していただきたいと思うんですが、そのあたりで行う予定はあるのか教えていただけたらと思います。

○縄田地域づくり推進課長

大和複合型施設についてでありますけど、この大和複合型施設につきましては建設部が所管となって現在整備事業を進めております。また、本年3月に策定されました基本計画・基本設計の中では複合型施設について、「新しい施設はまさに地域住民とともに

歩む地域コミュニティ活動の拠点施設ともなるため、今後、効果的・効率的な活動について検討を進めます。」ということになっております。そういったことから、現時点では地域づくり推進課として複合型施設関連の御質問にお答えすることはできませんが、今後議員が仰せの件につきまして所管のほうから相談があれば積極的に協力したいと考えております。

以上です。

#### ○田中委員

わかりました。今、図面もできて、だんだんイメージが地元の方たちに湧いてきていると思います。室積のほうでもオープニングイベントを地域のほうが行ったりして、それがコミュニティセンターオープンの第一歩として地域とともに歩いていくスタートが切れたと思っておりますので、ぜひこの大和のコミュニティセンター複合型施設についても同じような考えでもって取り組んでいただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○笹井委員

では、余り長くはないですけど4項目ほどちょっとお聞きします。

まず最初に、各コミュニティセンターへの自動販売機の設置状況について。前の議会では可能性を取り組んでいくというようなお答えだったと思いますが、現在はどのようになっているのでしょうか。

#### ○縄田地域づくり推進課長

自動販売機のコミュニティセンターへの設置についてでありますけど、先ほど委員が言われましたとおり、3月の委員会におきましてお答えしておりますが、コミュニティセンターへの自動販売機設置に向け、現在も、関係所管、事業者、それから設置希望の地域等と協議を行っております。

以上です。

#### ○笹井委員

わかりました。そろそろええ報告が聞けるかなと思っていつつも期待しちよるんですけど、また9月に聞きます。

次、元気なまち協働推進事業について、先ほど同僚議員が確認したところ、10団体応募があって8団体の決定であったということまでは聞きましたが、決定団体の発表はホームページなんかにはちょっと載っておるのでしょうか。そして、締め切りは確か2月の半ば締め切りだったと思うんですけども、発表までどれぐらいの期間がかかっておるもんなんのでしょうか。

#### ○縄田地域づくり推進課長

元気なまち協働推進事業の決定団体の発表でございますが、当然申請団体には交付金交付決定通知書を送付しております。それと、5月10日号でありますけど、市の広報紙で決定団体の御紹介をしております。また、ホームページへの掲載もしております。

それから、期間でありますけど、今議員が言われたように、申請期間は平成27年12月1日から平成28年2月29日まででありました。その後、選考委員会を3月22日に開催しております。決定自体は平成28年4月1日になっております。

以上です。

#### ○笹井委員

わかりました。濟いませぬ、5月10日号の市報に載ってるといふのは、ちょっと私が見落としておりました。

では、次の項目にまいります。

市民部所管の公共施設の身障者駐車場についてお尋ねします。身障者駐車場が何台あるか、そして身障者以外がとめることがないか、とめていたことがわかった場合どうするのか。いろいろ施設ありますけど、とりあえず大きいところで、地域づくり支援センターと、あと出張所併設のコミュニティセンターについて、今の質問をお伺いいたします。

#### ○縄田地域づくり推進課長

地域づくり支援センターの障害者等専用駐車場でありますけど、現在3台分あります。それから、障害者以外がとめることはないかということですが、身体障害者等専用駐車場には障害者用のマークを設置しております。緊急時以外に健常者が車をとめることはないものと考えております。また、対象者以外が駐車場にとめていることが確認できた場合には移動をお願いするということにしております。

以上です。

#### ○古迫室積出張所長

室積コミュニティセンターでございますが、新しくなりました3台の身障者駐車場を設けております。ここに健常者がとめているかということですが、苦情等寄せられておりませぬのでないものと思っております。今後、健常者がとめた場合でございますが、制度の周知と移動をお願いしていくこととしております。

以上でございます。

#### ○寺本浅江出張所長

浅江コミュニティセンターでございますが、障害者の専用駐車場として出張所前に1台が確保されております。また、専用駐車場の利用につきましては、教室指導者会議等々でコミュニティセンターから対象者以外の駐車をしないようお願いをしております。対象者以外の駐車はほとんどないと思っております。

また、対象者以外の方がとめた場合につきましては、駐車しないように指導または適

切な指導をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○田中三島出張所長

三島コミュニティセンターの駐車スペースは47台分ありますが、身障者用駐車場はございません。

以上です。

○高橋周防出張所長

周防コミュニティセンターでは、障害者等専用駐車場として1台分確保しております。この駐車スペースには障害者用のマークを表示しておりますので、基本的には健常者がとめることはないと考えております。

また、仮に対象者以外が障害者等専用駐車場にとめておられましたら、一般の駐車スペースや第2駐車場のほうへ車を移動していただくよう御協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○笹井委員

やっぱりいろいろ聞いてみるもんだなと思いました。三島に関しては、身体障害者、その他の障害者も含めて駐車専用スペースがないということですが、ないことによる今までの苦情とかトラブルというものはないのでしょうか。また、今後設置する予定があるかどうかについてもちょっとお尋ねしたいと思っております。

○田中三島出張所長

苦情等については、出張所、コミュニティセンターのほうには届いてないというふう聞いております。ただ、今後のことについては、所管である地域づくり支援センターの課長よりお願いしたいと思っております。

○縄田地域づくり推進課長

三島コミュニティセンターの障害者等専用駐車場でありますけど、申しわけございませんが、障害者等専用駐車場がないというのを私も先般知りました。今まで苦情も、こちらのほうには受けておりませんでしたし、確認不足というのもありましたけど、障害者等専用駐車場については公共施設であれば必要かなというふうに考えておりますので、早急に設置に向けて関係所管等と調整をしていきたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。公共施設であるということ、また障害者の関係のハートビル法などの理念も考えますに、やっぱり公共施設、障害者の方が利用する可能性が十分に見込まれ

る公共施設については、最低1台の、そういう専用駐車場、マーキングをしたものがあるんじゃないかと思います。今回ちょっと聞いて、やっぱり聞かないとわからないことはあるなあというのが改めて思ったのと、あと市民部の方々の皆様はきちんと、もしとめられていれば対処しますということで、他部局では、とめられているかどうかわかりませんというような回答もあった部局もあるんですけど、市民部は大変この点はよくやられておるといふふうに私は判断いたします。

最後の項目にまいります。

これも一般質問で取り上げたことですが、清山について巨大な屋外広告物について設置されておるところです。市民からの苦情というのは、市民部の消費生活センターに一番入りやすいと思いますのでそこにお尋ねしますが、これについての苦情や相談というのは入っていますでしょうか。

#### ○藤本生活安全課長

市民相談部で1件以前ありましたが、その後はありません。1件だけです。

#### ○笹井委員

わかりました。私としては、もっと何件もあって問題になって価値観を、そういう価値観を共有したいというところですが、なかなかそうになってないのかなと思います。ただ、現実に置いてあるのは間違いなくこの性器の形をした、こうこうと色は違います。でも、形状も性器に装着する男性用の小道具でございまして、こういうものが堂々とあるということ自体は私は問題だと思っていますが、本会議でもお尋ねしたように、それに対するの指導する法令は全く今ないんだということも改めて認識しましたので、この問題もちょっと時間をかけて私としては対応していきたいと思います。

終わります。

#### ○西村委員

先ほど、休みのときにちょっと話をしましたが、1点御要望がございます。要望の内容は、防犯カメラ設置についての補助制度の創設であります。これは、先だって光警察署の青少年の犯罪の関係で講習を受けたときに、光駅の構内で子供たちがごみを散らかして騒ぐと、あるいは陸橋の上にごみを持って行って、やはりごみを放置して帰ると、駅の前で単車などに乗って集うというのか集まるというのか、そういう行為がこの二、三年重なっていたそうです。警察署のほうは、やっとならば防犯カメラを設置してくれるということでお話を聞きました。そのときに、市のほうからも援助があれば、早くそういう公共の場所以外のところでも希望すれば犯罪抑止になるのでよろしくというふうなお話がありましたので、ぜひ当局のほうも理解されてると思いますが、この場を借りて御要望させていただきたいと思います。よろしく善処お願いします。

#### 4 総務部・消防担当部関係分

##### (1) 付託事件審査

①議案第52号 光市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び光市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

説 明：西村選挙管理委員会事務局長 ～別紙

##### 質 疑

###### ○笹井委員

今回の議案は、単価の改正と理解してはいますが、ちょっと項目が出てますんで中身についても聞きます。40ページにあるところに、自動車の燃料の供給に関する契約ということで、自動車のガソリン代だと思えるんですけども、これの対象となるのは選挙でいうところの街宣車1台のみということによろしいのでしょうか。他市の事例で、随行車にもガソリンをついで請求して、それが後で問題になって返還になったという話も聞いておるんですけど、光市においては、この燃料の代金というものの対象についてはどこの車まで対象になるのか、ちょっと教えてください。

###### ○西村選挙管理委員会事務局長

光市においては、選挙運動用自動車1台のみでございます。

###### ○笹井委員

了解しました。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### ②議案第47号 平成28年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：小田総務部次長兼総務課長 ～別紙

##### 質 疑

###### ○四浦委員

9ページの、説明欄上から4番目に防災事務費、防災士育成補助金についてあります。説明の内容はわかったんですが、当初私のほうも3月議会で若干質疑をした経過もありますので、あの時期には県が実施をしないというふうに言われてたんですが、今回改めて10人分で、年度の途中でということになったんでしょうが、実施するという事で計上されるということで、ちょっといきさつを少し詳しく教えてください。

○中尾防災危機管理課長

防災士育成補助金についてでございますが、山口県では平成25年度から27年度まで自主防災組織活動促進事業として自主防災アドバイザー養成研修を開催しておりました。光市では、その研修を防災士育成補助制度として平成26年、27年度の2カ年で実施をいたしました。県の事業は平成27年度で終了する予定となっておりますことから、当初予算計上をしておりませんでした。県から平成27年の12月に意見照会がございまして、光市も継続希望であるということで回答をしたところでございます。その後、県からは事業を行いますということが伝わっておりませんでしたので、そのまま今年度の予算としては計上を見送ったところでございますが、このたび県のほうが実施をするということになりましたことから今回予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

○四浦委員

少し波があるので、取り組みにですね。念のため、お尋ねするんですが、26年度、27年度続けてやってきたということなんですが、それは防災士育成補助金としてでありませんが、その予算が幾らであったか。そして、防災士としての育成補助金を受けて研修なりしたということになるとは思いますが、その人数について教えてください。

○中尾防災危機管理課長

予算につきましては、平成26年度から平成27年度におきましては、30万円を計上しておりました。その予算をもちまして防災士を取られた方は、平成26年度が6名、平成27年度が7名となっております。

以上でございます。

○四浦委員

私のメモでは食い違うんですが、26年度の予算が6万6,000円余りで、27年度が30万円ということであったようですが、そうではありませんか。

○中尾防災危機管理課長

予算は、平成26年度が30万円、平成27年度も30万円としておりました。

○四浦委員

今年というか、6月のこの補正で12万円で10人分ということになりますと、30万円、30万円が6人と7人ということになると、1人当たりの単価ちゅう言葉は使うちゃあ悪いかもわからんが、算用が合わんような気がするんですが、いかがですか。

○中尾防災危機管理課長

当初、平成26年度20名で30万円として計上しておりました。27年度も同様でございま

す。今回は、実際かかる費用が前年度、前々年度によりましてわかりましたことから、それに合うように1人1万2,000円の10人分ということで12万円を計上しております。

#### ○四浦委員

ちょっと細かい話やから省きますが、防災士の資格を取った方を改めて確認をしておきましょう。どういう役割を果たしてもらうか。とりわけ、自主防災組織の育成というような点ではどういうふうな役割になるか、そこのところだけお尋ねします。

#### ○中尾防災危機管理課長

防災士につきましてですが、防災士は、防災士育成補助金により防災士の資格を取られた方におきましては、光市の防災力の強化を図るため、自らの所属する自主防災組織における防災訓練や研修会の企画及び実施、それから市内の自主防災組織やそれに準ずる組織に対する指導・助言や活動支援、市の実施する防災訓練、自主防災組織に対する研修会及びその他、市からの要請のある防災活動において防災士としての力を発揮していただきたいと考えております。

#### ○四浦委員

机上の空論という用語弊があるんですが、実は3月議会委員会で、これは総務部長とやりとりをしたときに、「自主防災組織というのはほぼ100%だ」と言うから、私のほうでは余りその実感がないが、では、自主的に訓練をしている組織についてはいかほどかと言うたら、「それは答えられません」と。あれから3カ月たってるから、改めて同じ質問をしますが、いかがですか。

#### ○中尾防災危機管理課長

自主防災組織の活動についてということでのお尋ねですが、自主防災組織の全てについて把握をしているわけではございませんが、市の実施しております自主防災組織活動支援事業を活用された団体については確認をしております。前年度におきまして避難訓練や講習会を行った者は、延べ数で17組織ございました。それから、単位自治会で行われているものにつきましては9組織ございました。

#### ○四浦委員

ついでに、分母も教えてもらえるとパーセントが出るんですが、17組織、それからもう一つ言われましたね、それはパーセントであらわすとどうなるんですか。

#### ○中尾防災危機管理課長

計算をしておりますので、後ほどお伝えさせていただきます。

#### ○四浦委員

特別、この構成予算の審議そのものに大きな影響があるという質問ではありませんの

で、またわかったら教えてください。  
以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## (2) その他（所管事務調査）

質 疑

○田中委員

済みません、ちょっと市民の声から率直にお聞きしてみたいことがあるんですが、消防で、救急車の乗り心地について、光の救急車はちょっと乗り心地が悪くて搬送中に具合が悪くなるという話をちょっとお聞きしたんですが、この方は他の市町の救急車に乗ったことがあるそうなんですが、ほかの救急車と何か特別に違いがあるのか、そのあたりを教えていただけたらと思います。

○中倉消防担当課長

救急車の乗り心地についての御質問でございますが、救急車は、市販のワンボックスカーをベースに製作しており、走行安定性や乗り心地など基本的な性能は一般車と同等と思っております。救急車の製造メーカーは複数ありますことから、サスペンションの形式の違いでメーカーにより振動に多少の差異があることは認識しております。

また、救急車には患者様への負担を軽減するため、上下左右に揺れを吸収する防振ベットを装備しておりますが、ベットに横たわる患者様からいたしますと、通常座っている状態よりは振動を感じやすいのではないかと考えております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。メーカーによるちょっと多少の差異ということと、防振ベットを装備されているということで、そんなに聞くと違いがないような感じもするので、一般的にもよく車のレビューとかというのもあるんですけど、一般的にこのメーカーのほうが乗り心地がサスが硬いよとか、そういったものも特には消防業界というか、中ではないという判断で、個人の体感で違うという認識でよろしいですか。

○中倉消防担当課長

議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○田中委員

わかりました。ありがとうございます。

続いて、ちょうど雨が降り続けておりますので、洪水ハザードマップについてお聞きしたいと思うんですが、職員の方は連日対応に大変なところだとは思いますが、この機会に、ちょっと洪水ハザードマップを見ますと、島田川の防波堤の破堤想定地点というものが約20カ所想定されております。過去に、去年だったと思うんですが、想定場所の点検は行いましたかというような質問もあったかと思うんですが、この20カ所の想定のところを点検をされたかどうか、またこれ20カ所想定されてるんですが、箇所としては20カ所でいいのか、そしてまた現場には何か表記のようなものがあるのかお聞かせいただけたらと思います。

#### ○中尾防災危機管理課長

矢印が書かれている位置を言われているんだろうと思いますけれども、この矢印の位置について現地で表記はありません。河川の確認をされたかということでございますけれども、島田川は山口県が管理する二級河川で、点検につきましては山口県により、島田川の光市内の全区域について年1回の徒歩による巡視と、場所にもよりますが、年1回または5回の車上巡視が行われております。巡視については、県の再任用の職員により直営で行っているそうでございます。

以上です。

#### ○田中委員

わかりました。県のほうが点検を行っているということで了解しました。

このハザードマップを見てると各20分、40分、80分とかっていう時間とともに水が回るころのエリアが示されているんですが、私もこれを見ると、なかなかどう逃げていいのかというのがわかりにくいところがありまして、この示されている対象地区の方たちには、どこに逃げろというのは、先ほどちょっと自主防災組織のお話もありましたが、各自治会のほうにはお知らせしているのでしょうか、お聞かせください。

#### ○中尾防災危機管理課長

避難路とか避難の方向ということでのお尋ねでございますけれども、避難の場所や経路につきましては、それぞれのお住まいの場所により避難場所や避難経路については異なりますことから、御家族や自主防災組織で話し合っただき、避難方法等について決めておいていただけたらと考えております。

#### ○田中委員

避難経路については、以前から各自治会で話し合っというお話を聞くんですが、今回これを見て、すごい複雑なんですね、時間ごとに水の回る方向とかも変わって。誰かに指導いただかないと、各自治会単位ではちょっと判断がしかねるのかなという印象を受けたのですが、そのあたりでもし各自治会のほうから、例えば避難経路の指導について、出前講座のようなものを受けて一緒になって考えてほしいというものがあれば、も

ちろん対応していただけると考えてよろしいですか。

○中尾防災危機管理課長

自治会から、または自主防災組織等からそのような御要望があれば、出前講座でお話をさせていただくということで考えております。

○田中委員

わかりました。各自治会からの声かけもあるんですが、これちょっとなかなか、各自治会も意識的に入らないのかなというところもあるので、ぜひ市役所のほうからも呼びかけて、こういったものを積極的に決めていってほしいという取り組みを今後していただけたらと思います。

続いて、庁舎耐震についてお聞きしたいと思うんですが、以前の委員会のほうでも質問をしております、庁内検討委員会を立ち上げて対応については取りまとめていくと、平成27年度中にまとめるというお話をいただいておりますが、その結果についてお聞かせいただけたらと思います。

○小田総務部次長兼総務課長

市役所本庁舎の耐震についてであります、これは御存じのように平成24年に一次診断、25年度に二次診断を実施をしております。この結果、議員仰せのように26年度以降、本庁舎の耐震化に向けた方向性を検討することとしておりましたが、具体的な成果となるような調査なり整理までは至っていない状況であります。

以上であります。

○田中委員

わかりました。耐震化については、子供のほうの命を守るという意味で学校から先に取り組んできたというところももちろん理解しているところなんです、このたび熊本地震を見てもひどい状況というものが起こるんだなというのを体感しております。まして震度7が2回来るとなると、1回耐えれても次のときを想定すると、耐震化のない中で職員の方も命がけで庁舎の中に入らないといけないというようなことがおこるのではないかと思うんですが。例えば、夜中のうちに起きれば職員の方も中にいらっしゃらないので大丈夫だと思うんですが、日中にもし起こった場合は、特に、地下が駐車場になっているとまた弱いよというお話を今回熊本地震でありましたけど、日中にもし地震が起きた場合の対応というものはどのように想定されているのか、もしあればお聞かせいただけたらと思います。

○小田総務部次長兼総務課長

日中における熊本地震と同程度の地震がということですが、具体的な想定のもとでのシミュレーション等は現状できておりませんので、今後その辺は、市長のほうからも検討するように指示をいただいております。

以上であります。

○田中委員

わかりました。一部新聞等で、業務継続経過の策定とかいうものも必要ではないかというか、策定するように、これは内閣府のほうからもガイドが出てあるとは思いますが、そういったことも取り組みが必要とは思いますが、これちょっと僕、正式名称が今ちょっと出てこないんですが、防災会議全体の防災会議を例年夏にやられてて、去年は確か秋にされてたと思うんですが、今年度はいつごろ開催予定、もし日にちが決まっていればお知らせいただけたらと思います。

○中尾防災危機管理課長

防災会議の日程ということでございますけれども、現在まだ日程等決定しておりませんので、例年であれば秋ごろ実施するようにはしておりますけれども、まだお知らせできる日程とはなっておりません。

○田中委員

わかりました。あの場がやっぱりいちばん関係者、いろんな方が集まって共通認識を持って取り組むにはいいところだと思いますので、その辺にも向けて必須だと思いますのでしっかりとした取り組みをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○笹井委員

では、2項目ほどお尋ねします。

1項目めは、おなじみの身障者用駐車場の話でございますが、総務部が所管する施設、市役所と大和支所、大きいところだけで結構です。身障者用駐車場の台数、そこに身障者以外がとめることがないか、とめていたことがわかった場合どうされるのか、お答えください。

○小田総務部次長兼総務課長

まず、市役所本庁舎の駐車場の台数であります。来客用駐車場77台分、そのうち4台が身障者用の駐車場であります。で、それ以外の方がとめていないかということですが、常時の駐車状況のチェック等は行っておりませんが、障害者の方以外の方がとめられているという苦情等はいただいておりません。しかしながら、適正利用を促進していく必要がありますことから、平成22年より4台分のうち、国道沿いの2台分について、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」という看板を表示を行いまして、視認性の確保を図るとともに福祉所管と連携し、利用者の方への適正利用に周知を図っております。また、マナー違反があった場合には、必要なお願いをしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○井上大和支所住民福祉課長

大和支所の身体障害者用駐車場でございますが、来客用駐車場23台分のうち、2台を設置しております。身体障害者以外の方が駐車されたか否かについての把握については、利用者の方々のモラルを信用し、特段の措置をとっておりません。したがって、把握はしていないのが現状でございます。

以上です。

○笹井委員

把握されていないということですが、そういう苦情があるかないか添えていただくとこっちはなんとなく安心できるんですが。そういう苦情とかがありますでしょうか。

○井上大和支所住民福祉課長

私が着任してから約三月たちますが、そういった苦情等についてこちらのほうに、入ってきたことはございません。

○笹井委員

着任する前もなかったんだろうと推察して、この質問は終わります。

次の項目に行きます。

ちょっと監査委員会にお聞きします。さっきの企画のほうの話で、市長の交際費が償還払いであると、先にお金を渡して、それで支出をして、その後はきちんと企画のほうで内容決裁をしておるとのことだったんですが、この償還払いというのは実際に、最初に支出が起こって、後で追認するような支払いの仕方なので、大変事前の審査が難しいというふうに私は認識しております。で、こういった償還払いについて、監査委員会としてはどこまでそういう支出の点検をするのか、具体的に、いつ、何を、どこに払ったかというのを、そういうところを償還払いについて監査されとるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○亀山監査委員事務局長兼公平委員会事務局長

いわゆる交際費等の資金前渡のお話だろうと思います。監査といたしましては、通常の支出命令書、会計課が支出した支出命令書については、一応全件検査をしておりますので、その中でこの支出が資金前渡に該当してるものかどうか、その辺だけは確認はしております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。企画のほうでも述べましたけど、他市で問題が起きたときは、規模も中身も全然違いますけれども、我が市ではそういう問題が起こり得るのかどうか、

それを未然に防止するためにはどういうふうにするのかというところで、特に総務は、割とそういう管理、チェックをする役目が多分にあるかと思しますので、そういう観点で、また光市政の運営に当たっていただければと思います。

終わります。

#### ○四浦委員

譲り合うつもりで御無礼しました。

実は、市民対話集会で出た意見なんですが、緊急避難場所として島田川の洪水だとか津波も入ると思うんですが、東日本大震災のときは随分川を津波が上りました。そういうふうなかげんから入ると思いますが、三井地区の新しい団地といいますか、ともかく島田川沿川の方々は非常に不安を持っていて、とても三島公民館は難しいが、それより余り高くない三井小学校よりは岩狩の自治会館をとという希望が出されたようですが、あのときの答弁では、耐震性が問題があるかもしれないような話やったんですが、改めてその当事者から私のほうに、その後どうであろうかという話がありましたから、ホームページを開いて見たんですが、3カ月ぐらいね、過去の例から言うと、対話集会の御返答があるようでありますから、今の時期は無理だということがわかりましたから、少し要望を受けたというかげんで質してみたいと思うんですが。その後、どういうふうに、この要望に対して整理をされているか、せつかくの委員会ですからそれをお尋ねしてみたいと思います。

#### ○中尾防災危機管理課長

市民対話集会での答弁に対する整理をどのように現在しておるかということでのお尋ねだと思います。今現在、その回答につきまして内部で精査をしておりますことから、回答につきましては、後日お示しできると考えております。

以上です。

#### ○四浦委員

いやしくも、こういう委員会というのは議論する場ですから、整理しておりますからと言うて、無回答ちゅうのは余り私は好ましくないと思いますので、少しやり取りを試みたいと思いますが。

一般的に、地震と同時発生で島田川の氾濫というふうなものは考えにくいんですが、仮にあったとしても、このあたりの要望についてはやっぱり丁寧に返していく必要があるというふうに思います。

ちょっとその話をずらしますが、虹ヶ浜の、これも以前お尋ねしたことがあります。虹ヶ浜の西のほう、これの緊急避難場所、津波の場合は、西部憩いの家だとか浅江小学校だとかいうふうな相当距離があります。お年を召した方もおるし、真夜中の場合もあるでしょう。したがって、ここらの方の要望が、ちょっと今似たような話なんです。まっすぐ上がれば虹ヶ丘に自治会館、自治センターというようなものがありますし、自治会館は先ごろ、去年ですか、市の補助を受けて耐震性工事を完了したところでもありま

した。こういう公助に委ねるということだけではなく、自助、共助という言葉が使われていて、これを繰り返し行政のほうでは強調されているわけですから、そういう共助、地元が引き受けたい、困ったときはお互いさまだというふうに意思表示をするならば、市のほうとしてもそれを後押しするというお考えがあるかどうか、これをお尋ねします。

#### ○中尾防災危機管理課長

今の御質問は、虹ヶ丘の自治会館を使用して、そこを避難所にしようと。それも、自助、共助の部分で行いたいということでのお尋ねかと思えます。この自治会館の使用ということにつきましては、まずは、それを災害時にどのように、恐らく自治会館ですから鍵がかかっている状態ではなかろうかなと思えます。そのようなときに、まずその鍵を誰があげてくれるのかとか、それからその自治会館の運営をどうするのかというようなこと、このようなことがきちっと整理をされていくなれば、自治会館の使用ということについても考えていく必要はあるのではないかと考えております。

#### ○四浦委員

課長、あんまり難しゅう、難しゅう考えんことですいな。鍵をあけるとかいうようなことは、申し出る側から見れば当たり前のことであります。あわせて言うならば、光市はその辺が非常におくれてるんですね。私どもは先進地視察の中で、大阪府の泉大津市に行った折に、ここは人口7万6,000人で光市とそう多く変わるわけじゃない。ただ、面積は非常に狭くて13km<sup>2</sup>ということで、大阪市のベッドタウンなんですね。南海トラフ巨大地震の予想津波の波高が4.4m、これ以下の海拔に3万人が住んでいるんです。約4割の住民ですよ。その市の行政のほうで、必死にこのマンションの管理組合だとか自治会だとかいうのを訪問して、多いところは5回訪問したというふうな苦労話も聞かしてもらいましたが、そういう努力をしながら民間と民間、いわゆる共助ですよ、共助の仕組みを行政も一緒になって進めていくことが求められるかどうかということ、いや、私はもうそういうことが、民間から申し出があったら、待ってましたと思うぐらいになってほしいと思えますが、いかがですか。

#### ○中尾防災危機管理課長

今、民間の申し出ということでございますけれども、まず、避難所につきましては、そこに逃げられる方の人数なりがその施設に収容できるかという等の問題もあるのではないかと考えられます。そのあたりの整理も必要になってくるのではなかろうかなと考えております。

#### ○四浦委員

いや、それで参考までに言いました。で、先ほどの泉大津市のマンションについては、それだけの行政サイドで努力をされて、全住民7万6,000人が避難して、一遍に賄え切れるほどの緊急避難場所をマンションで賄うとるんです、これ。そういうところに確立したんです。少し、なんですよ、議会の視察なども記録がホームページで紹介されてお

りますから、学んでみていただければなと思いますけどね。

ちょっとこのままとめてしまうのも、少し悔いが残りそうですから、もう一つ市民対話集会で御答弁いただいた総務部長について、こういう問題について、いわゆる共助の問題について行政のほうとしての防災危機管理をやっている部署としての決意を聞かしていただければと思います。

#### ○中村総務部長

市民対話集会での私がお答えを申し上げたものとして、まず避難場所、そういった建物というのは地震が来た場合どうなっているのかわからない。まずそこを確認する必要があります。その確認作業をどなたが行っていただけるのか。公共施設であれば、市の職員が直ちに赴き、避難所として開設できるかどうか、これをまず確認をいたします。開設できるという確認がとれば、そこを避難所として開設をするようになるんですが、民間の自治会館等は、そういった問題もありますし、実際の運営に当たってどういった方が避難をされた、そういう報告等も関係機関にしなければならない、自主防災組織の活動が活発になって、そのあたりを確実に行っていただけるということになったならば、お願いもやぶさかではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○四浦委員

まず、耐震性がどうだろうかと心配する気持ちはわかりますけど、そういう提起をしていただいて、市民自身がお互いに心を寄せながら、一番よい緊急避難場所を開拓をしていく、そのことについては市民のほう知恵を出してるわけですし、あるいは切実な願いを行政にも届けているわけですから、「ああ、待ってました」というぐらいの姿勢を今後とはってほしいと思いますね。耐震性がどうだこうだという前に、それも大事でしょうが、難しいように、難しいように持っていくべきではないと思います。市民の知恵をもっと汲み上げながら、文字どおり市民と一体と、心を一つにして、行政が取り組んでいく。行政だけでできるわけじゃないんですから。そのことを強く求めて、ちょっと次に移ります。

ちょっと先ほども少し出た意見ではあるんですが、熊本で起こったような大震災中で、本庁舎が壊れた場合、いわゆる災害対策本部になっております。それは、その市の職員にとっても非常に危険なことでもありますが、同時に、ちょっとここでお尋ねしたいのは、災害対策本部を、以前の議論の記憶では消防に移すというようなことだったんですが、いろいろ困難があると思うんです。その後検討も進めていらっしゃると思いますし、なんせ南海トラフというようなものが、あるいはその他の地震がこうやって頻繁に起こっていると、やっぱり緊急を要する面はあると思うんですね。その点で、きれいにはなっていないとは思いますが、現在、本庁舎が傷ついて機能を果たしにくいような状態になったときにはどういう措置をとるか。きめ細かにはいかないと思いますが、答弁はいただけないと思いますが、大卒のところかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

○中尾防災危機管理課長

地震のときに、本庁舎が使えなくなったらということでのお尋ねですが、現在、市役所本庁舎が地震等により使用できない状態が発生した場合には、災害時における協力に関する協定を光地区消防組合と結んでおります。光地区消防組合の施設の一部が使用できるということになっております。委員言われる、どうするのかということについては、まだ検討中ということでございます。

○四浦委員

ちょっと率直に聞きますが、今のテーマというのは、防災危機管理課のほうでやるべきものですか、で進めているわけですか。

○中尾防災危機管理課長

地震等により本庁舎が使えなくなったということに関しての協定については、防災危機管理課において消防と協定を結んでおります。

○四浦委員

いろんなことが想定されるわけですね。必要な、やっぱりその情報機器管理、機器が使えなくなると、本庁舎にあるもので、そういう場合に、じゃあ消防に本部を移すということだけで足りるのかという不安がありますよね。そういう点を踏まえて私は聞かしてもらいよるんですが、いかがですか。

○中村総務部長

まず、地震が来る、庁舎が被害を受ける、そうすると市内各地でも大災害が起こっていることが想定されます。そうしたときに、まず何をしなければならないか。まず、災害対策本部でもって、まずは、人命救助、それから市内の被害状況の把握であったり、復旧、避難所の開設、それから非常食等の用意、そうしたものをまず最優先して行わなければならないと考えております。これについては、災害対策本部でもって速やかに行動をとっていくということで、しばらく時間がたってだんだんと落ちついてくれば市の業務等も行いつつ、避難所に避難をされておられる方々の支援をするといった方向になっていきます。

防災危機管理課長が申したのは、この災害が起こった1日目、2日目、3日目、そのあたりのことを今申したわけでございます。

○四浦委員

わかりました。総務部長の答弁の中でいよいよ大枠が出されたでしょうが、いろんな点を検討が今後求められると思いますので、早急に、災害はいつやって来るかわからないというふうな点から、いわゆるプログラムといいますか、そういうものをもって消防との連携プレーなどもよく協議をしていただきたいということで、この項を終わります。

て、もう1項だけ。ちょっとテーマは全然違うんですが。

一応、平成27年度の、私は市の職員の年休取得の実態について、この間取り上げてきたことがあるんですが、その後、どういう改善といいますか、出てきたであろうかということをお尋ねをしたいと思いますが、まず、平均取得率、年休のですね、そして管理職の場合にはどうなっているかということもお尋ねしたいと思います。管理職は休まない職員は非常に年休をとりにくいというふうな面もあろうかと思いますが、そこらからまずお尋ねしたいと思います。

○小田総務部次長兼総務課長

年休の取得率の状況であります。27年度の状況については現在集計をしておりますので、決算委員会ぐらいにならないと内容的には出てこないと思います。で、ちなみに、前回お聞きいただいた以降の状況であります。全体で24年が8.9日、25年が7.9日、26年が9.4日という状況になっております。一方、管理職であります。これはちょっと25年が6.6日、26年が8.9日という状況になっております。

以上であります。

○四浦委員

議論を通じて改善は進んできたやに思われますが、極端に低かった保育園あるいは幼稚園、ここらが全体平均の半分ぐらいになっていたかなと思います。ここらの改善はいかがですか。

○小田総務部次長兼総務課長

これについては、御質問いただきます前の平成26年度より新たな取り組みを開始をしております。で、この内容につきましては、年休の取得に関しては計画年休制度というものを導入をしまして、これは前回委員会でも若干お答えをしておると思うんですが、これを26年度より導入したところであります。これとあわせて、それぞれの職員のほうにもやはり取得を勧めるように、管理職も含めて通知をお願いをする中で、特に御指摘の保育園、幼稚園、これについては25年が5.2日ということで、御指摘のとおり平均の7.9に比べて随分低いと。で、これが26年は、取得率については8.2日ということで、完全に追いついてはおりませんが、3日増という状況になっております。

以上であります。

○四浦委員

この項最後の質問になりますが、実は消防議会で私はいいいことを学ばしてもろうたんですね。同じような年休の取得を聞いて、やっぱ何かこの光市役所の平均どころと消防とがきれいに数字がならされて、同じような状態なんですよ。えぐった言い方をすれば、横にらみかなというような思いもしたんですね。でも、議論を通じていい話が出ました。やっぱり管理職が率先してとるようでないとなりがとりにくいから、そのように努めますという趣旨の答弁が消防議会でありました。せっかくお答えをいただいているので、管

理職が率先して年休をとりながら、やっぱり職員にも家庭がある、ましてや、いろんな社会活動に加わっている方もいらっしゃる、というようなことから年休の取得率をもっと上げていくために、管理職が率先してとるような措置を、呼びかけをしていくべきだと思いますが、そのところはいかがですか。

○小田総務部次長兼総務課長

管理職につきましては当然であります、積極的な取得を既に依頼をしているところでありますし、管理職ともども引き続き、年休の取得率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○四浦委員

ここは、聞きますと初期の段階ではやっぱり光市のその取り組みが非常におくれてて、全県の平均よりぐっと低いところになりましたが、少し改善が出てきました。引き続き抜本的な改善で、職員を大切にしながら、やっぱりこのまちづくりに邁進してもらおうというふうなスタイルをとっていただけますように求めまして終わります。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○西村委員

ちょっと時間のお許しをいただきまして、数点のやりとりを執行部とさせていただきたいと思います。

手元には、実は地方紙の新聞の束があります。11回にわたって防災の点検ということで、いろいろ御提案いただいております。「市役所は大丈夫ですか」と耐震問題を中学生が質問された。で、女生徒のように正面からずばりと質問するべきだという御提案もいただいております。それで、確認の意味で、先行議員と若干重なるところもありますが、確認の意味で、市役所本庁の耐震診断の状況、先ほども若干説明もありましたが、もう少し詳しく、どのような状況なのか再確認をしたいと思います。御答弁をお願いします。

○小田総務部次長兼総務課長

市役所の本庁の耐震診断の結果であります。少し詳しくということではありますが、24年度に耐震の一次診断、25年度に二次診断を実施しております。その結果、一部、昨年の決算委員会でも口頭報告ではありますが行っておりますが、I s 値が最小で0.1というふうに判定をされております。このI s 値につきましては国土交通省の耐震改修促進法に基づく基本的な方針で示されております数値、指数であります。おおむね震度6、7程度の規模の地震に対する評価指標で0.6以上が必要とされております。本庁舎の0.1につきましては、震度6、7程度の規模の地震で倒壊または崩壊する可能性が高いとされる0.3以下の最低レベルとされております。

以上であります。

○西村委員

報道機関の新聞によりまして、今と同じような説明がされております。それで、その説明の中でI s 値のことがありましたが、普通建物と防災拠点の耐震基準の違いというのも若干御説明をしていただけたらと思います。

○小田総務部次長兼総務課長

この、今の普通の建物とそれ以外の防災拠点等々の耐震基準の違いというものでありますが、これも国土交通省の耐震改修促進法に基づく指針についてはI s 値0.6というのが基本であります。ただ、いわゆる防災拠点、災害時に消火とか復旧及び情報伝達等防災業務の中心拠点になる施設につきましては、官庁施設の総合耐震計画基準というものが示されております。この中の重要度係数というものを加味したより高い耐震性を有することが望ましいものとされております。具体的に申し上げますと、この係数は、防災拠点施設は1.5、これに準ずる施設、これが1.2となっております。この数値と全国的に地震の、少しちょっと専門的になるんですが、地震の頻度によって地域で異なります地震地域係数、これは全国0.7から1.0、1.0のほうが頻繁に地震が起こる地域であります。これにさらに地盤に応じた係数等をI s 値0.6に乗じて算出することで、より高いその地域に合った耐震性能を維持しようという考えであります。

以上であります。

○西村委員

数字ばかり並んで、ちょっとわかりにくい点もありますが、今のことに照らし合わせると、この光市の本庁舎、前の御説明でもありましたが、震度6から7で甚大な被害を受けるということでもありますから、お聞きするまでもございませんが、本庁舎はこれらに照らし合わせると、防災拠点の建物としてはふさわしくないという結論でよろしいかどうか。

○小田総務部次長兼総務課長

仰せのとおりであります。耐震性がないという状況であります。

○西村委員

それで、これは市長の市民対話集会でも、市川市長の発言に、「残念ながらありません」というような御回答もあったようですが、庁舎整備の方向性についてどういうふう  
に検討をされているのかというのは、先行議員にもるるお答えになっておりますけども、この新聞の中におもしろい記述があるのでちょっと引用させていただきたいと思  
います。

最大の課題は、耐震不足の本庁舎。最悪の事態を想定した備えが必要なんだと。この耐震の方向性はまだ未定だが、考えられる方向性は3つあると。その3つのうちの選択肢として、本庁舎の建てかえ、これは現在地か別の場所か、移転なのかということ

ね。それにはそれなりの事業費がかかると。2番目の選択は、耐震の補強だと。これは、二次診断かなんかのときに、枠付鉄骨ブレース補強や免震構造というふうに書かれています。それで8億円から10億円程度の費用がかかると。それと、3番目の選択肢、これ今たくさん議員さんも訴えられています。現在のような耐震化の問題を棚上げにして市民の方にはこの危険性を知らせた上で、大規模地震のときに本庁舎が災害し、災害対策の拠点としての機能が果たせないケースを想定した準備や訓練を十分に行うと。こういう3つの選択肢があると。

もう市民の方は、この本庁舎についての耐震強度というのは、ある程度実態を御存じだろうと思います。それで、改めて聞くのもなんです。こういうことも踏まえて、今後庁舎整備の方向性は今どのようにお進めになるか、今後どのように進めていくか、それは新聞にも書いてありますが、再度お尋ねをさせていただきたいと思います。

#### ○小田総務部次長兼総務課長

この問題については、市長のほうもいろんな場面でお答えをしておりますが、市役所本庁舎の方向性については、財源問題、これは今議員も仰せられたように、これを含めていわゆる方向性を決定していくための計画づくり、こういうものに着手するよう指示をいただいております。具体的には、耐震の補強を、今言われた建てかえ、あるいは既存施設の活用等々を含めて行っていくことになろうと思いますが、その辺の整理を今から進めていくと。で、それとあわせまして、今議員も申されましたように、当面、それが、方向性が決まり整備がされるまでの間の対応策、というようなものもあわせて検討するように指示を受けておりますし、検討に着手してまいりたいと考えております。

以上であります。

#### ○西村委員

るる御説明いただきまして、状況はよくわかりました。市長も、もう少し具体的なことをしなければならぬというふうに思っております。ここには、「速やかに」というお気持ちが多分入ってるんだろうと思います。で、この地方紙の6月13日なんですけども、全国では地震の震度予知図というのがあるというふうに記載をされてます。震度6以上の確率を示すということで、光市震度6弱以上の確率を示すということで、光市役所は6弱が26.8%、6強が4.4%。これが高いのか低いのか私にはちょっと判断ができませんが、この上の7がないということは非常に安心できるなと思ってみたいもしております。

今の執行部とのやり取りで、ここにいる議員の皆様に御提案して検討していただきたい事案として、改選前というふうにはいきませんが、改選後、10月の市会議員、市長の改選後のことですが、以後、その議会でも特別委員会などを設置し、積極的に庁舎の整備の方向性を本格的に、我々も独立して検討する必要があると思います。議員の皆様に御提案をして、質問を終わらせていただきます。

以上です。